

第4回妹背牛町議会定例会 第1号

平成28年12月15日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1) 会務報告
 - 2) 例月出納検査報告
 - 3) 町長 行政報告
 - 4) 教育長 教育行政報告
- 4 委員会報告第2号 付託議案審査の結果について
- 5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 6 一般質問
 - 1) 広田 毅 議員
 - 2) 鈴木 正彦 議員
 - 3) 工藤 正博 議員
 - 4) 石井 喜久男 議員
 - 5) 田中 一典 議員
 - 6) 佐田 恵治 議員
 - 7) 渡会 寿男 議員

○出席議員（10名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 工藤 正博 君 | 2番 佐田 恵治 君 |
| 3番 田中 一典 君 | 4番 石井 喜久男 君 |
| 5番 広田 毅 君 | 6番 鈴木 正彦 君 |
| 7番 渡会 寿男 君 | 8番 赤藤 敏仁 君 |
| 9番 向井 敏則 君 | 10番 宮崎 博 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|-------|-----------|
| 町 長 | 寺 崎 一 郎 君 |
| 副 町 長 | 中 山 高 明 君 |
| 教 育 長 | 土 井 康 敬 君 |

総務課長	廣瀬	長留	次君
企画振興課長	三山	弘進	君
住民課長	西山	進	君
健康福祉課長	石井	美雪	君
建設課長	丸岡	隆博	君
教育課長	浦本	雅之	君
農政課長	廣田	徹	君
農委事務局長	篠原	敬司	君
会計管理者	成瀬	勝幸	君
代表監査委員	高橋	久夫	君
農委会長	吉澤	良久	君

○出席事務局職員

事務局長	滝本	昇司	君
書記	北口	幸恵	君

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（宮崎 博君） 皆さん、おはようございます。ただいま議員全員の出席がありますので、これより平成28年第4回妹背牛町議会定例会を開会します。

◎町長挨拶

○議長（宮崎 博君） 町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介します。
町長。

○町長（寺崎一郎君） 改めまして、おはようございます。ただいま宮崎議長さんのお許しを得ましたので、一言挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、12月、師走に入りまして何かとご繁忙をきわめる中、平成28年第4回定例会の開催をお願い申し上げましたところ、議員全員の出席を賜りましてここに開催できますことを心から感謝申し上げます。

今回、この定例会にご提案申し上げております案件につきましては、諮問1件、議案11件であります。よろしくご審議の上、ご確定賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（宮崎 博君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮崎 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、佐田恵治君、田中一典君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（宮崎 博君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月15日と16日の2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（宮崎 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、以上2件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長（宮崎 博君） 3、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長（寺崎一郎君）（登壇） それでは、第3回定例会以降の行政報告をさせていただきますと思います。

まず1番目に、平成28度妹背牛町功労者表彰でございますが、11月6日に町民会館におきまして総合文化祭の席上で執行させていただきました。表彰者につきましては、公益功労として4名の方が受賞されております。高橋靖了様におかれましては、教育文化、体育の分野で妹背牛町文化連盟の役員を37年間歴任され、特に平成18年から本年5月までは会長として本町の文化振興、発展に寄与されるとともに、妹背牛こがね太鼓の創設者の一員として郷土芸能の保存、発展に大きく貢献されましたので、表彰させていただきました。藤原修子様におかれましては同じく教育文化の分野で、中易利則様、高橋浩一様におかれましては治安、消防の分野でご貢献されましたので、表彰させていただきました。また、自治功労として1名の方が受賞されております。戸澤喜市様におかれましては、4期16年にわたり公平委員会委員として在職され、地方自治の発展に大きく貢献されましたので、表彰させていただきました。

2番目に、農業と商工業関係についてでございますが、農業の関係として米の出荷状況につきましてご報告いたします。平成28年度の契約数量16万3,225俵に対して出荷が15万3,433俵となっており、出荷率は94.0%となっております。ここ数年100%を超える豊作で推移していることから、契約数量が高目に設定されていることや夏場の高温障害による発育不良等が原因で、今年度は100%を割り込んでいる状況となっております。また、転作等の実施状況でございますが、実施農家203戸、転作面積が922.6ヘクタール、水稻生産目標から換算した面積が2,189ヘクタールに対して、水稻作付面積が2,187.94ヘクタール、水稻作付面積達成率はほぼ100%となっております。

次に、商工関係でございますが、11月11日に優良従業員表彰式がとり行われ、5年勤続から35年勤続までの総勢24名の方が受賞されております。また、本年は11月13日、妹背牛町ロータリークラブ創立50周年記念式典、11月27日、商工青年部・女性部合同50周年式典が挙行され、また11月25日、町老人クラブ連合会創立50周年記念式典、さらには隣町の拓殖大学も50周年の式典が行われるなど節目の年であり、各団体の今後さらなる発展を期待しているところであります。

3番目に、主な政務についてでございますが、9月1日に国営農地再編整備事業妹背牛地区促進期成会の立場で中央要請活動、11月19日に全国町村長大会に出席し、全国町

村会として要請行動、11月28日には農業農村整備事業の推進を求める中央要請を北海道土地連の立場から行っております。また、本年8月下旬のたび重なる台風上陸や低気圧の接近による大雨により河川の氾濫や土砂崩れなど道内各地に甚大な被害をもたらせたことを受け、12月2日に開催されました平成28年度治水事業促進全国大会へも出席し、北海道合同要望会として治水対策における要請活動も行っております。その他の政務につきましては、別紙に添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

4番目に、建設工事の発注状況についてでございますが、こちらもお手元に添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（宮崎 博君） 4、教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（土井康敬君） （登壇） 私から9月1日から12月2日までの教育行政についてご報告を申し上げます。

初めに、一般庶務関係であります。9月8日、第3回定例議会の席上において改正されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく新教育長と教育委員の選任の同意をいただきました。9月30日には、第7回の教育委員会において選任いただいた私教育長と前田委員の選任について報告し、10月3日に町長より辞令をいただいているところであります。10月27日には、北海道教育委員会連合会教育長部会の研修会に参加し、教育行政の今後のあり方についての研修をしてきました。11月25日には、第8回の教育委員会を開催し、全国学力・学習状況調査の公表について協議を行っているところであります。

次に、学校教育関係であります。9月3日に中学校の学校祭が開催され、生徒のコーラスや演劇など成長した姿を見ることができました。また、10月14日には平成29年度の小中学校教職員人事推進会議に出席し、管理職が不足している状況の協議を行っております。10月15日には、小学校の学習発表会が開催され、演劇においては涙していた観客が見られるなど練習の成果が充分発揮されたすばらしい発表会となっております。10月の24日、27日には、新入学児童の知能検査、就学時健診を行っております。対象児童は21名であります。11月30日には、教職員の人事異動の協議を行っております。

次のページをお開きください。社会教育関係であります。10月8日、タッチ・ザ・アートといたしまして劇団四季の「ウィキッド」に31名の参加をいただき、鑑賞しております。10月16日には、川合俊一氏を招きスポーツ講演会とバレーボール教室を実施、講演会には214名、バレーボール教室には児童生徒145名の参加をいただきました。

11月11日には、社会教育委員の会を開催し、前期の社会教育事業の評価と平成29年

度の事業計画について協議をいただいたところであります。また、11月30日には空知管内社会教育委員長等研修会が開催され、午前中に実例発表などのお話をいただき、終了後に本町のカーリング施設を視察いただくとともに、カーリングの体験をいただきました。カーリングのPRを行っているところであります。

その他の事項については、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（宮崎 博君） 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第4 委員会報告第2号

○議長（宮崎 博君） 日程第4、委員会報告第2号 付託議案審査の結果についての件を議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

8番議員、赤藤敏仁議員。

○決算審査特別委員会委員長（赤藤敏仁君）（登壇）平成28年第3回定例会において付託を受けた案件について、審査の結果決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

付託案件は、認定第1号 平成27年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成27年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての7件です。

審査の日程は、平成28年10月17日から19日において、分科会及び全体委員会を開会いたしました。

審査の結果、以上報告申し上げました日程のとおり審査を行い、本件については認定すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（宮崎 博君） 質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

討論を行います。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君）（登壇）私は、日本共産党町議団を代表して、認定第1号 平成27年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成27年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論いたします。

まず、第1については、行政改革の名のもとに後退した住民要求、諸制度がいまだに回復されて……この早期回復を求むものであります。第2に、多くの国民の反対がありながら、また現行もさまざまな問題が発生し、課題が残っているマイナンバー制度関連の部分

について、決算について指摘するものであります。3番目に、町政懇談会等に出された住民要望、町の諸施設の効率的な住民本位の改善を求めるものであります。以上の立場から、認定第1号については反対をいたします。

認定第2号 平成27年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、現在の国保の最大の問題は負担能力を大幅に超える保険料にあると考えます。負担能力に応じた保険料、給付は均一な社会保障の大原則であります。基礎賦課、限定医療費を1万円引き上げ52万円に、町民の中から払いたくても払えないという意見が出されております。また、監査委員の平成27年度妹背牛町一般会計等の決算審査の結果の報告書の中で意見が添えられています。高齢化が進む今日、国民健康保険財政を取り巻く状況はさらに厳しい状況にある。また、医療の抑制への努力に触れられ、なお昨年度に続き国民健康保険料の収入未済分が512万3,000円と前年度と同じようにある。この点で国民健康保険制度に対する理解を求めつつ、徴収計画に基づき適切に回収を図り、収納率の向上に努力など収入、支出を通じて運営の健全化に努められたいという意見が投げられております。以上の立場から、支払える保険料にすることを求めて反対意見といたします。

認定第3号、妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出については、この間私どもは一貫してこの制度そのものに反対してきました。75歳以上を差別する最悪の高齢者いじめの制度であり、世界に類を見ない制度であります。私どもは、もとの老人医療制度に戻すべきことを主張して反対といたします。

以上を述べて反対討論といたします。

○議長（宮崎 博君） 6番議員、鈴木正彦君。

○6番（鈴木正彦君） （登壇） 私は、認定第1号から認定第7号までの平成27年度一般会計を含む7会計の決算について、認定すべきであるとの立場から賛成討論を行います。

去る10月17日から19日まで3日間、決算審査特別委員会の各分科会におきまして各課長、主幹より細部にわたり説明を受け、各決算に関する審査を行いました。最初に、一般会計の決算状況であります。歳入総額33億2,824万7,000円、歳出総額32億4,832万8,000円、翌年度への繰り越すべき財源が3,712万2,000円で、これを差し引いた実質収支額は4,279万7,000円でありました。また、財政構造の弾力化を示す経常収支比率は前年度と比較しても4.7ポイントの減少、81.7%と若干の改善が見られたものの、依然として財政の硬直化が懸念されます。このような状況にあつて、限られた予算の中、特に土地購入支援などの移住、定住促進事業、また子育て支援として学校給食費助成、高校通学費等支援事業のほか、第3子以降の保育料無料化、高校卒業までとする医療費助成、水道料金の助成など定住化や人口減少を踏まえながらそれぞれ有効な事業展開がなされたと考えます。このほかにも商工会による住宅リフォーム事業やお買い物おもてなし事業など、地域の活性化に配慮した予算の執行がなされておりました。また、厳しい財政事情にありながら、財政調整基金へ1億円、国営土地改

良事業費償還基金へ約5,400万円の積み立てをするなど、今後のさらなる財政健全に向けた強い意思のあらわれと考え、一定の評価をするところでございます。

一方、特別会計の6会計につきましてもそれぞれ厳しい財政状況の中にありながら、市民の健康維持や安心できる生活環境づくりなど適切に予算が執行されたものと認識するところであります。

以上、さらに安定した財政運営、効率的、効果的な行政の推進に期待をしつつ、平成27年度一般会計を含む7会計全ての決算について認定すべきとした賛成討論とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） これから認定第1号 平成27年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 博君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成27年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 博君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

次に、認定第3号 平成27年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 博君） 起立多数です。

したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号 平成27年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 博君） 起立多数です。

したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成27年度妹背牛町介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 博君） 起立多数です。

したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成27年度妹背牛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 博君） 起立多数です。

したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号 平成27年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 博君） 起立多数です。

したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

◎日程第5 諮問第1号

○議長（宮崎 博君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中山高明君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 9時27分

再開 午前 9時28分

○議長（宮崎 博君） 再開します。

お諮りします。諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第6 一般質問

○議長（宮崎 博君） 日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

初めに、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） おはようございます。通告に従いまして、質問をいたします。

暦の上では、本年も残すところわずかとなりました。基幹産業であります農業、とりわけ水稻につきましても、北空知作況指数102のやや良と発表されております。しかしながら、現場の実態としましては町内の地域差、個人差が非常に大きく、やや不良と感じている農家も多いと思います。明年は、都道府県別生産数量配分、また米の直接支払交付金が最後の年度となり、大きく米政策が見直しをされます。その意味でも明年は天候に恵まれ、豊穰の年であってほしいと願うところでございます。

さて、今定例会では妹背牛商業高校跡地についてお伺いをいたします。約3ヘクタールの高校跡地につきましても、昨年5月に校舎解体工事を終え、12月より譲渡交渉を継続しておりますが、いまだに決着を見ておりません。跡地につきましても、雑草が繁茂し、景観、環境面からいっても決して褒められた状況ではありませんでしたし、町民の方も心配されたことと思います。町民最大の関心事でもある高校跡地の利活用がまちづくりを進める上で基軸であることは言うに及びません。いまだ決着をしていない高校跡地譲渡交渉について何点かお尋ねをいたします。

1点目、1年にも及ぶ譲渡交渉で障害となるものがあるのかないのか、あるとすれば障害となっているものは何なのでしょう。

2点目、跡地については無償譲渡交渉が前提で交渉されていると思いますけれども、仮に有償となった場合の対応について伺います

3点目、有償となった場合は、跡地3ヘクタール全て譲り受けるのでしょうか。または、面積を縮減して譲り受けるのか、その考えを伺います。

4点目、交渉の目途はどのくらいの期間を考えているのか、また交渉のテーブルから離

れることも視野に入れているのか、このことも含めて今後の見通しについてお尋ねをいたします。

以上、再質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 高校跡地については、校舎が建っていた当時に妹背牛町は一体的には利用できないということから、道は民間に対する利用の公募を行い、民間の公募がなく、平成26年、27年に解体され、解体工事も5月の25日に整地などを終えております。道の利用がない場合につきましては、次に町の利用となり、町がなければ民間に対して利用の公募を行う順位であり、以前の定例議会でもご質問があり、ご答弁いたしておりますが、道と高校跡地の無償譲渡、教員住宅の解体及び譲渡、地域おこし協力隊の住宅としての賃借など協議を行ってまいりました。地域おこし協力隊の住宅については、9月より賃貸契約を終え、地域おこし協力隊が入居しております。町として、校舎跡地と教員住宅については道の担当者との協議の中で、道で解体した跡地を無償譲渡できる事例もあるということから、町の利用構想案を示し、道内部での執行協議案件とすることから、現在構想案を作成しているところでございます。

また、無償条件は、公共施設等の用地の利用についてということから、庁舎内での課長会議において利用構想について協議し、無償での譲渡協議を行うための3ヘクタールの土地を3つに分け、町民交流ゾーン、多世代交流ゾーン、憩いの場ゾーンに分け、若年層の流出防止、雇用対策の強化、子育て支援の充実、移住、定住対策の強化を目指し、整備構想案をまとめております。さらに、西4町内南2条町道を道道までの新設と各施設の敷地内の道路配置など構想図を建設課と協議しているところでございます。今後構想図年次計画などを示し、無償での譲渡を要望し、財政負担を軽減し、施設など計画的に実施したいと進めております。

無償の跡地または有償ということですが、道の段階では公共施設の利用であれば無償と。しかしながら、企業等の売買等については有償とございますので、その辺は今後も切り売りなのか、その辺何%なのかという全体の価格ということの交渉があり得るというふうに考えております。現在のところ、有償という部分につきましては全部ということではなく、あくまでも過去において道立高校の中で無償とした中で道に無償譲渡したわけでございますので、今後も反対に無償での道からの移管ということを進めてまいりたいというふうに考えております。今後皆様方にもご提案、御意見をいただくお時間をいただくということをお願いし、ご答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） ただいま課長さんからご答弁いただきました。交渉事でございますから、もちろん相手が道ということもございまして。大変難しい交渉になっているのかなと思いますし、すんなりいかないのも私自身も理解をできるところでもあります。

今お答えいただいたとおり、有償、無償の場合については公共施設のみの利用に限られるというようなことを答弁されておりますし、また有償については民間企業ですか、民間の利用も含めた中で地価の設定になるのかなど、そんなふうに思います。いずれにしても、先ほど雑草繁茂の件もお話し申し上げましたけれども、この件については先ほども申し上げましたとおり草刈りをしていただいたということで、一応原状保存がされたということでありまして、今後先ほどの1回目の質問で申し上げましたけれども、どの程度の期間を見込んでいるかというご答弁いただけませんでした。期間が長引くことによってまた今年と同じような状況が生まれてくるということも充分想定できます。そういったことで期間が長引くのであれば、それに対応すべくいろいろ事前に案を持っていただきたいと、そういうふうに思っております。

それでは、町長にお尋ねを申し上げます。第3回の定例会におきまして高校跡地の利活用につきまして数名の議員からご質問があった際に答弁をいただいております。今課長からもお話あったように、跡地についての利用構想の協議をされているようでございますけれども、この跡地については町民交流ゾーン、多世代交流ゾーン、憩いの場ゾーン、この3つのゾーンに分けた上で、子育て支援の充実、若年層の流出防止、雇用対策の強化につなげたいという答弁をされておりました。以上のことを踏まえた上で何点かお伺いをいたします。

まず1点目、高校跡地整備構想案作成に当たりまして、課長会議において協議されているようでございますけれども、町長が考える跡地整備構想、つまりランドデザインにつきまして職員に思いを伝えられておりますでしょうか。跡地について3つのゾーンに分けると考えられておられるようでございますけれども、それぞれのゾーンについて具体的にどのように考えられておられるのかお伺いをいたします。

2点目、本町でも人口減少、少子化対策としてさまざまな支援、助成が行われております。高校跡地利活用策によっては、この人口減少、少子化対策に大きく寄与することも考えられますけれども、既存の支援、助成と強く結びつけながら、安心して暮らせる、また安心して子育てができる、このようなパッケージづくりが必要と考えます。例えば子育て支援の部分でいえば、子育て支援住宅を仮に建設したとしても、他市町村と比べて子供の医療、保育、就学児の支援はどうか。他町村と比べて妹背牛町の支援、助成については充実しているのか、劣っていないのか、そういったことも含めて考えていただきたいと思っておりますし、またふるさと納税などを活用して、保育に限っては保育料の支援のさらなる拡充あるいは完全無料化など、ほかに追随を許さない大きな柱が必要と考えます。木と同じで大きな幹がしっかりしたものがなければ、幾らいろんな小さい木を植えてもしっかりした土台のない限りはいろんな枝がついて波及効果が望めないのではないか、そんなふうに私は考えております。このことによって、仮に先ほども申し上げましたけれども、住宅建設をしたとしても、この住宅の持つ効果が何倍にも増すと、そんなふうに考えてございます。高校跡地の案件が塩漬けにならないように、町長の強い意思を聞かせていただきまし

て、再質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） それでは、答弁を申し上げたいと思います。

高校跡地の利活用については、道の教育長、総務政策局施設課の継続協議を行っており、本町が示した更地での無償譲渡における交渉については前向きに考慮をしていただいております。道立移管時に敷地の寄附という経緯も踏まえた中での敷地の譲渡3ヘクタールと広いゾーン全体像をイメージできるよう、町民、多世代交流ゾーン、仮称でございます。それと、大きな目的は私の考えているのは生涯学習センター、町民会館の設立、そして憩いの場のゾーンの配置案を描き、その利用についての計画、構想を進めています。

また、一番大事なのは、この後一般質問もありますけれども、財政面でございます、順調に行きますと国営農地再編整備事業の償還が8億から9億円が平成32年度に一括償還ということもありまして、財政面も非常に考慮しながら、無償での交渉を継続とし、道として無償での譲渡が難しいとなった場合は売買価格にもよりますが、購入すべきか否かを町議会の皆様に諮り、進めていかなければならないと考えております。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定時に町民の皆様からいただいたご意見などを含め、大きな課題であります人口減少対策も含め、第8次妹背牛町総合振興計画、過疎地域自立促進市町村計画につながる事業でございますので、議会、町民の皆様にもご理解を得るまで充分協議し、ご意見をいただき、進めてまいりたいと、そう思いますので、よろしくをお願いをしたいと思いますし、さらなる追従を許さない子育て支援につきましてもまた3月定例会で議会の皆様と協議しながら、他町に負けないまちづくり、子育て世代の支援をしてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひますし、ふるさと納税につきましても昨年度は1,500万、おととい段階でも5,500万を超えている状況でございますので、ふるさと納税の経過を報告しながら答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

次に、6番議員、鈴木正彦君。

○6番（鈴木正彦君） （登壇） 通告書に従い、質問させていただきます。

まず、1番目の質問であります、バスターミナル跡地の活用についてということで質問させていただきます。平成25年度にバスターミナル跡の待合所の予算計上がなされておったようですが、JA店舗の閉止等もあり、待合所及びトイレはJAの店舗跡を利用するなどということで様子を見ようというふうになっておったようです。現在も深川方面の待合所はJA店舗を利用してあります。ですが、反対側に向かう路線につきましてもベンチを置いてあるだけになっております。当時利用者数量等調査もされていたようですが、どうしても必要かというところでその必要性について議論をされておったようですが、最近待合、バス利用者を見ておると、かなりふえてきているのではないかと

と。人数まで確認しておりませんが、待つておられる方がふえておられます。さらには、雨風の日など近所の建物の陰で雨風等をしのいでおられる方も見受けられます。また、今年台風が異常に多く、北海道直撃いたしましてJRが函館本線も運休になるような場面も起こりました。そのときにバス利用者があいている近所のお店の中に避難させてくださいと言っておいでになったことを聞いております。バス利用者につきましては、年々変動するでありますが、旧バスターミナル側の待合所の必要性を感じております。

また、利用者のどうしても横断歩道を利用せずに直接反対側の待合所に向かう様子も見受けられます。交通安全上も危険を感じますが、お考えをお伺いしたいと思います。

次に、福祉移動手段についてということで、最近報道の中でも高齢者の運転事故が多く報道されております。運転免許の自主返納であったり、認知症の可能性のある方の専門医の認定で返納など自粛が進められております。当町でも福祉を積極的に進められていると理解しておりますが、どうしても都会に比べて公共交通ということ考えると本当に運転免許の返納ができるのかなと、安全を確保することができるのかなと考えます。そこで、現在はタクシーなどを利用してお買い物おもてなし事業等々をされておりますが、わかち愛ひろばを居場所として活用する、介護の拠点とするのであれば、乗り合いタクシーであるとかデマンドバス等も考えながらやっていかなければならないのかなと思います。その点について町にお伺いしたいと思います。

続きまして、ペペル温泉の排水熱の再利用についてお伺いいたします。温泉の駐車場の排水ルートを見ると、冬場でも雪が解けております。この排水熱を地熱資源のプラスとして使用することはできないのかなということを提案したいと思います。排水を直接利用するということになると、温泉水の消毒だとか、もろもろ熱交換するのに費用がかさんでくるとは思いますけれども、排水熱を地熱の加熱として考えて、地熱資源として考えるのであれば、もうちょっと利用の方法が出てくるのではないかなと考えます。現状でただただ垂れ流しにしておく、このもったいなさを何とかクリアできないのかなと。再利用することは可能でないかと、そんな事業展開を今後考えていただけるよう提案したいと思います。

以上、再質問を留保して終了します。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） 私のほうからバスターミナル跡地への待合所設置についての考えについてご答弁申し上げます。

待合所の設置については、バスターミナル施設の解体計画を進めていく中で、平成24年3月の町内担当者協議、これは内部協議でございましたが、これにより進められ、議員ご指摘のとおりバスターミナルの利用者数の調査や解体、外構工事費、待合所建設工事費などを算出し、同年6月と12月に開会の議会におきます行財政等調査特別委員会に提案をし、了承をいただいた中で、平成25年度当初予算に計上したところであります。

ただ、旧バスターミナル施設入居者の転居、これが8月下旬までずれ込んだこともあり、

平常予算の執行は解体工事にとどまることと現行 J A 店舗の待合所の存続を同年 9 月に開会の議員協議会に報告をし、意見をいただいた中で、既設 J A 側の待合所が存続されるのであれば、利用者数からしてもターミナル側の待合所新設は見送るべきとの意見が多数を占めたこともあり、建設の中止を決定、12 月定例議会において待合所建設工事費 256 万 2,000 円の全額を減額補正した経緯となっております。

このような経緯にあつて、議員ご質問においては待合所の必要性を視覚による利用者、目を見た利用者の増加傾向、雨風を隣接建物の軒下でしのいでいる光景、また今年の台風上陸などによる悪天候時の近隣店舗への避難があった実績、さらには J A 側からの直接道路横断での交通安全上等々の理由によるものであります。利用者については平成 24 年 4 月調査段階で 1 日平均、これ平均ですから 2 回調査いたしました。8 人という乗車人数でありましたし、道路横断については歩行者としての守るべき交通ルールといったことなどにより、待合所建設には至らなかったものであります。また、利用者が増加傾向というご指摘に対しまして前回調査から 4 年以上の月日が経過している中で、今回私も空知中央バスに妹背牛ターミナルからの 1 日平均乗車人数を確認いたしましたが、空知中央バスのほうではどここの停留所から何人といったことは把握していないが、決して多くの利用者ではないとのことでありました。

また、身の安全のため不要不急の外出を控えなければならない台風や暴風雪時は別として、その他悪天候時のしのぎ場所としての待合所の必要性については、やはり利用者、乗車人数がベースになってくるものと考えますので、改めまして当該乗車調査を実施した中で利用者の大幅な増加が確認され、待合所の設置が必要との判断に至ったときは再度議会のほうへ提案をさせていただきますが、当時と変わらない状況であればやはり設置の中止とした判断を尊重していかなければならないと考えておりますので、どうかご理解をいただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石井美雪君） 2 番目の高齢者、要介護者等の移動手段の必要性について私のほうから答弁申し上げます。

本町では、平成 24 年度から介護予防・地域支え合い事業条例を施行し、高齢者を対象に自力で目的地までの移動が困難な方に対してご自宅から病院まで送迎する外出支援サービス事業を提供しております。対象利用者は 19 名おりました、当事者にとりましては大変必要なサービスであると自負しているところでございます。本町には、J R や北空知バスなど町民が大変利用しやすい環境にあります。最近の新聞報道等では J R の赤字路線廃止など、本町にも少なからず影響が出始めているところでございます。今ここで多くの町民が現存する J R とバスを大切に活用していくことが必須であると思います。今後は、大変厳しい時代が来るのではないかと懸念しているところでもございます。

ご質問のありましたわかち愛ひろばへのタクシー、デマンドバスにつきましては、今のところ元気な方は健康のために歩いてまいりますし、遠くの方はご家族が送迎をしております。

ます。この件につきましては、いましばらく検証の余地があると思っておりますので、ご理解を賜りまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 私から3番目について、ペペル温泉の排熱の再利用についてご答弁させていただきます。

以前にも各議員から温泉水の利用について、養殖、排水の利用、融雪の利用などご提案をいただいております。議員ご質問の排水熱の再利用につきましては、温泉施設の排水の現状は浴室での使用分と浴槽にあふれたもの、施設機械室より外へ流れ、浄化槽を通り道路排水溝に流れ、芽生川に流すものと1号井と2号井の混合した浴槽に送る余りの温泉水は、施設内で使用する水道水と熱交換機に通し温泉熱を利用し、水道水を温め、ボイラーに送り、温泉水は建物の地下より排水ポンプにより浄化槽を通り、道路排水溝に流れ、芽生川に流れております。この2つの合わせた排水量は一定ではなく、温度につきましては30度以下になっております。埋設経路は、浄化槽から温泉施設の南側の道路側溝に流すまでの間で、地中に埋設している配管での熱を利用することになりますが、現状の排水管の延長は建物から排水溝までの距離でどれだけの熱源をとれるのか、また熱源を利用し、どここの場所、どのような施設に利用するかで利用可能な施設の大きさなどが想定されます。

現在議員ご提案の熱源を利用する計画などございませんが、この排水熱源を利用するとすれば安定した温度の確保ができない可能性があり、温泉施設に近い場所に限定されること、温泉の営業時間は排水量が多く、時間外は排水量は少なくなります。源泉温泉のみとなりまして、排水熱の温度は上昇いたします。現状の温泉での排水を利用する方法といたしましては、排水管の上部に床暖パネルのようなものを埋設し、パネルで熱を吸収し、施設に送る方法、熱を吸収する管を現状の排水管上部に埋設し、循環させる方法、排水を排水管により施設及び床下に引き利用する方法など考えられます。この利用の施設につきましては、観光目的の観賞用植物、特産品としての作物を栽培するにしても、施設の景観に配慮したものでなければなりません。今後まちづくりでの実施に必要な案件とのことになれば設置コストなど調査しなければ判断できないということでご理解をお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁終わりました。再質問ありますか。

6番議員、鈴木正彦君。

○6番（鈴木正彦君） まず、待合所の件につきましては、再度調査をしていただけないということでお答え理解いたしました。それでも、北海道には冬があると。足元非常に滑りやすく、けさの道路なんかもそうですけれども、非常に滑りやすい時期が約4カ月ある。その中であの間を、健康な方はいいでしょうけれども、病院通いが必要な方になるということをご想定しますと、今まで以上の冬期間の配慮というのが必要なのではないかなと、そんな気もしております。北海道ですから、そこを注意しないで歩く人間もいないでしょうけれども、そんなことも配慮の中に必要なのかなと。それと、当然先般の石狩川流域の、

雨竜川流域でしたっけ。町の中も50センチの浸水が起こり得る危険があると。もともと想定内とされていたものが想定を超えるようなこともかなり起こってきております。異常気象今後ともないことを祈るのでありますけれども、その可能性も考えるとなおさら安全を確保するという面も含めまして待合所が必要なのではないかなというような気がしております。その件については、再度調査いただきまして、積極的希望ではありますけれども、何とか実現に向けて調査願いたいと思っております。

続きまして、福祉移動の手段でございますけれども、前に進んでいただきたいというのは本音でございますけれども、介護予防であるとか総合支援事業やっていく中で、いろいろな移動というか、居場所に集まってもらうということを考えてときに、今後かなりの手助けが必要になってくるのではないのかなと。移動できなくなればまた違った方法が必要になってくるのでしようけれども、そのお手伝いをするということは非常に必要なことなのではないのかなと。現在わかち愛の事業の中でもNPOの方々はかなりご努力を願っている部分はあると思います。それで、移動手段の先ほど言いましたデマンドバスなどにつきましては、いろんな方法でいろんな団体から乗り物については確保できる可能性もあるのかなと。支援をいただける可能性もあるのかなと、そんなことも含めながら、ではその次はどういうふうに進んでいくのかというと、それを助けてくれる住民の気持ちの問題も含めて育てていかなければならないのかなと、そんな気がしております。誰かがやっているから、やっている人間に預けておけばいいやではなくて、もっともっと住民の意識改革というか、人材育成ということも含めながら育てていかなければならないのかなと。そんなのを含めながら、デマンドバス等々を有効に利用していただけたらなと思っております。

温泉問題につきましては、非常に難しいなど。ですが、可能性があるのであれば、もったいないという言葉がはやっておりますけれども、できるだけ無駄をなくすことを考えていただきながら前に進んでいただきたいなど、そのような提案をいたしまして終わります。

○議長（宮崎 博君） 1問目と3番目については、答弁要りませんか。

では、2問目の答弁をお願いします。

町長。

○町長（寺崎一郎君） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

ご質問のありました乗り合いタクシーあるいはデマンドバスの運行形態につきましては、最近過疎地域で注目をされています運行方式と理解しております。高齢化の進行に伴いまして、運転免許証の返上も増加することも考えられ、当然こうした交通体系を望む声が上がってくると予想します。現行の路線バス、民間ハイヤー会社との競合面を整理しながら、あわせて外出支援サービス事業も含めて検証、検討してまいりますので、ご理解を願いたいと思っておりますし、先般商工会のほうから平成29年度の予算要望の段階で、今年たまたま雪が早いということで、おもてなしハイヤー事業、例年ですと毎月平均で6万から6万5,000円が11月には13万円ということで、雪の影響があったのかどうか知りませんが、ハイヤー利用がふえているということも考えられておりますので、今後それらを

含めて検証、検討していきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁終わりました。再々質問ありますか。

これで6番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時25分

○議長（宮崎 博君） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） （登壇） それでは、通告に従い、質問します。

まず、国民健康保険の都道府県単位化とは何なのかについて質問いたします。平成30年から国民健康保険の保険者、つまり国保の運営主体がこれまでの市町村に都道府県が加わり、都道府県が財政運営の責任を担うようになります。都道府県が広域化すれば、規模を大きくすることによって生まれる利点により、国保財政の困難を解決できるのではないかと考えている人がたくさんいますが、本当でしょうか。

第1に、都道府県単位化とは一体どういう仕組みづくりなのでしょう。本当に国保財政の困難を解決できる仕組みづくりでしょうか。わかりやすい説明を求めます。

第2に、これまでの国保運営との最大の違いは一体何でしょうか。保険料が引き上がることはないでしょうか。国保制度が国民皆保険制度の基礎となっているのは、国保制度が利用者、住民に最も身近な行政単位である市町村が運営していることにあります。市町村は、健康や医療に関する要望を的確に捉え、加入者住民の生活実態をもとにした措置をとることができます。

第3に伺います。安易な平準化、標準化、統一化が払える国保料、皆保険制度を守ることになるのでしょうか。率直に伺います。

第4に、厚生労働省は医療費抑制策を進めるもとの、これまで頑張ってきた減免制度を縮小、廃止する指導を強めることが懸念されていますが、都道府県単位化が本当に守っていくことができるのでしょうか。お答えください。

次に、TPPに関する食品異物混入基準について質問いたします。TPP承認案と関連法案の採決が9日の参議院本会議に緊急上程され、承認成立しました。TPPは国会承認されたものの、トランプ次期アメリカ大統領はTPPからの離脱を正式に表明しており、発効の見通しは全く立っていません。このような中でも安倍政権はTPPにしがみついているわけです。一方、TPPは発効しなくても日本とアメリカの2国間協定などを通じてアメリカからTPPより踏み込んだ市場開放を求めてくる危険が増してきました。結局アメリカは、TPPが発効されても困ることはないわけです。

そこで、レーズンに混入するハエの卵227グラムあたり35個未満ならオーケー、マカロニに混入するネズミの毛225グラム当たり4本、5本未満ならオーケー、トマト缶詰に混入するウジ虫、500グラム当たり2匹未満ならオーケー、これはアメリカ食品医薬品局の、いわゆるFDAと言われていますが、ここの食品異物基準から拾ってみました。日本人の感覚として、私もとても信じられるものではありませんでした。さらに、アメリカの食品医薬品局、このFDAは自然由来で不可避、元来自然にあり、避けることのできない異物の混入も認めています。その理由は、異物を全く含まない食品の生産は経済的に現実困難であるからだということです。つまり経済最優先で、ウジ虫、ハエの卵、ネズミの毛、カビを含んだ食品なども合法とするというわけです。この結果、今アメリカでは年間およそ450グラムの虫を口にしていると言われていています。日本の食品衛生法は、不潔、異物の混入または添加その他の事由により人の健康を損なうおそれがある食品の製造、販売などを禁止しています。異物の定義は定められていませんが、通常は食品に入っていないはずのものが異物と判断されています。日本の法制度は、こういう異物が混入した食品の流通を認めていないのに対して、アメリカでは一定のレベルまでは許す、許容するというわけであります。

TPPの食品安全基準の原則は、科学原理主義であり、科学基礎がない限り規制措置を認めない立場です。WTO、世界貿易機構が科学的証拠が不十分な場合にも暫定的に衛生植物検疫措置を採用することかできるという予防原則を認めているものとは大きな違いがあります。TPPのもとでウジ虫やハエの卵、ネズミの毛、カビの混入を認めるアメリカ食品医薬品局の食品異物基準をクリアした食品の輸入を拒否した場合、アメリカ政府の圧力にさらされるおそれがあります。また、アメリカの食品企業がISD、つまり投資家対国家紛争解決提訴に突きつけられることも大いにあり得ると言わなければなりません。これがTPPです。このようにひどいアメリカの食品異物混入基準をTPPで押しつけられることを許していいのでしょうか。町民も許すことはないでしょう。行政の立場からの見解を伺います。

次に、介護保険見直しについて質問いたします。政府は、介護保険制度見直しで要介護1と2の生活援助や通所介護を保険給付から外すことを検討してきましたが、全国の反対世論に押されて今回は見送りました。しかし、悪知恵は働くものです。厚生労働省は、要介護1と2の軽度者の利用料、1割から2割へ負担をふやす、これを提案し、来年の通常国会への法案提出を目指しております。今回の介護保険制度見直しの経過は、財務省の財政制度等審議会が要介護1と2の通所介護や訪問介護の生活援助を保険給付から外して、市町村による地域支援事業への移行を提示したことについて、全国老人福祉施設協議会は介護離職ゼロと逆行しかねない、多くの課題もあるのだ、このことを文書で厚生労働省に申し入れしてきています。こういう中で、厚生労働省は審議会で要介護2までの軽度者について利用料の1割から2割以上への引き上げ方針を示しました。これは、中度、重度者との負担の均衡と、こういう言い分であります。これまでの考え方は、軽度のうちからサ

ービスを利用して自立を支援して重度化を防ぐことではなかったでしょうか。軽度者の負担割合を引き上げると、要介護3以上の中度、重度者が頑張って要介護2になると逆に負担が重くなってくる。リハビリの意欲がそがれることになりはしないか、法の理念とも矛盾することではありませんか。違いますか。答弁を求めます。

利用料には、負担の上限額が設定されています。しかし、それも今回一般的な所得層の負担限度額を月3万7,200円から4万4,400円へと引き上げる方針が打ち出されています。要介護1と2になった方というのは、外出ができなくなり、家に閉じこもりがちになる時期でもあります。こういう状況をつくり出し、利用を控える、こういう介護保険の財政は一時的には支出が抑制されることになるでしょう。しかし、長い目で見ると重度化が進んで、またさらに財政を圧迫することになりませんか。お伺いをいたします。高齢者がふえていくので、社会保障予算はふえていきます。ある程度人口の動態に合わせた予算を確保していくべきでもあります。時期的に増大していることにも、予算を重点化していくのが普通だと思いますが、無駄を省いて必要なところにお金を使うのは当然のことです。

次に、2002年度からの全面実施を目指して審議が進む次期学習指導要領で、小学校英語教育が大きく変えられようとしている小学校の英語教育をどう見るかについて質問をいたします。これは、英語教育などに触れる外国語活動を3年と4年生に引き下げて、5年、6年生では成績評価を伴う教科にするというものです。中学生からの外国語活動、高学年からの教科にすることは危険だとも言われています。それは、その受け皿の体制が整っていないからです。小学校のような入門期の英語指導は、最も難しいと英語教育、言語教育の専門家が指摘しているところでもあります。それはなぜかという、文法も知らない、語彙、つまり特定の範囲についての単語の総体、要するにいろんな言葉をどれだけ持っているかが非常に乏しい子供たちに専ら音声で指導しないといけないからであります。ところが、英語の音声は日本人には大変難しい。発音や会話は日常生活で使っていれば上達しますが、残念ながら日本ではまず使う環境にありません。教育空間の中でのわずかな時間しか会話練習ができません。音声の指導と時間的制約の二重の意味で難しいと言われているところでもあります。ましてや英語教育の専門家でない一般の小学校教師に本格的な研修すら設けずに難しい音声を中心にした指導をなささいというのは、無理難題と言わなければならないと私は思います。教科とした高学年は、英語の読み書きも教えるための教師の負担は非常に重くなります。また、成績評価によって自信を失ってしまう子も出て、英語嫌いをふやす可能性も高くなります。

そこで、第1に質問いたします。英語を早く学んだほうが上達すると思っ

ていますか。第2に、小学校での英語教育を拙速に、つまり仕上がりは下手でもやり方が早い、こういう進め方をしようとしている背景には何があるのでしょうか。お気づきだと思いますが、率直に質問いたします。

最後に、マイナンバー制度に係る質問をいたします。厳重な管理が法律で義務づけされ

ているはずのマイナンバー、個人番号が税や社会保障の分野で1月から始まりました。さまざまな場面で個人番号の提示を求められています。生命保険会社から電話があつて、1週間以内にマイナンバーを提出してくださいと言われ、保険金の支払いはまだ先なのに、保険会社は早くからマイナンバーを集めようとしているようでもあります。また、本人の頭越しに役所から勤務先に通知されることが自治体への調査で明らかになった、こういう例もあります。しかも、マイナンバーつきの書類を普通郵便で送る予定の自治体もあったこともあつて、漏えいや紛失の危険性が多くなってきている事例もたくさん出てきています。

マイナンバー制度の運用を一手に担って、多額の税金が注ぎ込まれながら、運営の不透明さが指摘されている総務省のこれは天下り法人ですが、地方公共団体情報システム機構というものがあります。全国の200の政令市だけで平成26年、27年の2年間で業務委託など負担金が少なくとも124億円になっていることも明らかになりました。自治体がマイナンバーを利用するには、この情報システム機構と業務委任の契約を結び、税金を原資とした負担金を払うことになるのです。マイナンバーですが、情報システム機構ではシステムトラブルが続発しております。番号カードの発行のおくれなどが頻発しています。通常の業務契約であれば、自治体は入札や審査で妥当な金額の業者と契約を結ぶのが通例であります。しかし、このマイナンバーではこの情報システム機構のほかに選択肢はないのです。一方的に示された契約額を払うしかない制度になっています。今後健康保険証と個人番号カードの一体化などの利用拡大が狙われています。こうした利用拡大が進むたびにこの情報システム機構に多額のお金が入る仕組みになっているのです。こんな不透明な天下り組織に町民の税金を払い続けていいのか、これが厳しく問われることにもなります。

本人の意思と無関係に事が進み、漏えいや紛失の危険がふえていくことになっています。このような中で進んでいるマイナンバーの提出を求められたらどうしよう、こういう声がよく聞かれます。マイナンバーカードの提示を拒否したら、一体どうなるのでしょうか。行政の窓口でマイナンバーを提示しないと生活保護の申請を受け付けない、ハローワークで求人の登録をさせないなどのこういう不利益をこうむる扱いをされた例も出てきている始末であります。この制度についての理解がまだ浅い町民にとっても、役場などから言われるとよくわからぬけれども、しかたないなど。いろいろ疑問があつても提示、提出をいたします。漏れるのが怖いのだと、恐ろしいのだ、こう思う人が番号の提出を拒否したら一体どうなるのですか。罰則などはあるのですか。お答えください。

以上質問し、再質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁に入りますが、答弁は通告書の順番のとおりをお願いします。答弁、住民課長。

○住民課長（西山 進君） 1番目の国民健康保険の都道府県化とは何かについてご答弁申し上げます。

1つ目のご質問でございますが、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推

進に関する法律に基づく処置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平性、医療費適正化の推進、患者申し出療養の創設等の措置を講じるものとなっております。平成30年度から始まる新たな国民健康保険制度において、道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされており、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料率の決定、賦課徴収など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととされており、国保の運営主体の都道府県への移管は、規模拡大によって財政基盤を安定させるとともに、市町村間の保険料格差を平準化させることが狙いとなっております。

2点目でございますが、道は道内の医療費を推定し、その保険給付費に充てるための国保事業費納付金の額を決定し、各市町村に通知します。市町村では、その額を保険料として被保険者から徴収し、道に納付することになっております。この際、道は市町村ごとの標準保険料率を算定、公表いたします。平成30年度から国保料額については、この標準保険料率を参考として市町村が決めることとなります。先般公表されました納付金仮算定結果では、あくまで今後の議論の資料とするための試算でございます。試算では、93市町村で保険料が上がる結果となり、この要因につきましては1つは加入者全体の所得が高い自治体は保険料は低かったこと、2つ目はこれまで国保会計の赤字分を一般会計から穴埋めし、保険料が抑えられていたことなどが要因となっております。道は激変緩和措置をとることを検討しておりますが、どのような措置になるかは今後の議論になってくることになってございます。

3点目でございますが、国保は高齢者や非正規労働者など平均所得の低い加入者も多く、保険料収入が伸びないため赤字運営になりやすい上、市町村によって高齢者人口や産業構造が異なり、加入者全員の所得にも違いがあり、そのために市町村で差が出やすかったと考えてございます。運営主体の移管は、こうした問題点を改善し、持続可能な制度にすることを目指しており、平成30年度以降は財政基盤の安定も期待されるところでございます。道の方針としては、なるべく激変が生じないように調整しながら、道内の保険料水準の平準化を進め、公平な負担を目指す考えであります。

4点目でございますが、保険料の減免制度につきましては基準の統一や標準化を検討することとなっておりますが、まだ具体的な議論にはなっておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、介護保険の見直しについてでございますが、ご答弁申し上げます。介護保険制度は、創設から16年がたち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、500万人に達しており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展をしてまいりました。平成26年の介護保険法改正において、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、高齢者世代内において負担の公平化を図っていくため、一定以上の所得にある方について負担割合を2割とし、現役並みの所得相当者の方の高額介護サービスの上限が3万7,200円から4万4,000円に引き上げられたところでご

ございます。本町においては、介護認定者数232人中4人が2割負担の対象となっており、このうち1人が高額介護サービス費の現役並みの所得相当と判定をされております。

社会保障審議会において世代間、世代内の負担の公平性を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、利用者負担のあり方、費用負担のあり方について検討され、見直し案は現役並み所得相当の方の利用者負担を3割引き上げる案と高額介護サービス費の課税世帯の負担を3万7,200円から4万4,400円に引き上げる案となっております。現役並みの所得相当の方の利用者負担が仮に3割になった場合、福祉用具のレンタルのみ利用されている方やデイサービスだけに通われているような比較的軽度の方で所得のある方の負担は今より大きくなることが予想されます。今後は2025年、いわゆる団塊世代の全てが75歳以上となるほか、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど人口の高齢化は今後さらに進展することが見込まれております。このことから、要介護状態の軽減、悪化の防止といった制度の理念を堅持し、必要なサービスを提供していくと同時に、給付と負担のバランスを図りつつ、保険料、公費及び利用者負担の適切な組み合わせにより制度の持続可能性を高めていくことが重要な課題だと認識しております。

また、現在実施しております総合事業の地域支援事業では、地域全ての高齢者を対象にできる限り介護が必要とならないためのサービスを提供しながら、高齢者が安心して自立した日常生活を送れるよう事業を展開して介護給付費等の抑制を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、ご答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 3番目のTPPのご質問にお答えをいたします。

TPPの食品に関する内容では、過去からございますWTOのSPS協定と同様の基準を適用すると国、厚生労働省では説明をされております。したがって、我が国の食品衛生法の変更を押しつけられることはなく、ISDSへ訴えることもないというふうになってございます。実際過去WTO違反により日本が訴えられている記憶はないように思いますが、しかし他の例を見ますとEUにおきます肥育ホルモンを使用した牛肉の輸入禁止についてアメリカがWTO違反として提訴したことがございます。EU側に科学的根拠がないというふうにしておりまして、敗訴になりまして、報復関税をされたことが実質例としてございます。今回のご質問の内容と若干異なりますが、TPPにおいてISDSで訴えられることが絶対はないとまでは言い切れないのではないかとこのように思っております。いずれにいたしましても、国内の食品の安全の確保は重要な事項であると思っておりますので、今後国に万全な対応を図るよう強く訴えなければならないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 小学校の英語教育についてご答弁申し上げます。

文科省中央教育審議会による次期学習指導要領改正案のまとめが本年8月に公表されております。議員ご指摘のとおり、特に小学校の英語におきまして従来必修であった5、6年生の英語を正式教科とし、3、4年生に必修化とする内容となっております。ここで教科化とは検定教科書を使って授業を行い、年間約70時間が設定され、成績化されることとなります。また、必修化とは特定の教材は使わず、英語になじむために授業で取り組むもので、これは年間35時間が設定されることとなります。小学校における改正は、2018年度から実施されることとなります。

そこで、英語を早く学んだほうが上達するのかがとご質問ですが、誠に恐縮ですが、明確にお答えすることはできません。他の教科におきましても学力には差は生じており、早く学んだからといって上達する、これは個人差によるものが大と考えてございます。中教審では、小学校3年から書くこと、話すことを中心とした活動を行い、5年生から読むこと、書くことを加えた領域に取り組み、子供たちが将来どのような職業につくとしても、多様な人々とコミュニケーションをとることができる基礎的な力を育成するために外国語の向上が重要とされています。これに対しましては、小学生のころから英語教育を施しても学校で受ける英語の授業時間では絶対的に時間が少なく、学校の英語教育だけでは2言語話者、いわゆるバイリンガルにはなれないという意見が多く聞かれるところでございますけれども、幼いころから英語に触れる機会があるということは本格的に英語学習を始めるときに抵抗なく学習に入れるという意見もございます。実際に小学校におけるALT、外国語指導助手ですが、この授業を参観しますと会話は一切英語のみ、英会話と身ぶり手ぶりで進められております。少なくともこういった自然な英語に触れ、ヒアリング能力とコミュニケーション能力は向上するものと考えております。

また、小学校での英語教育を拙速に進めようとしている背景に何があるかのご質問ですけれども、文科省は今回の改正は国際化、情報化、科学技術の発展の中で、社会や経済のグローバル化が急速に進展する中、国際共通語である英語が使える日本人の育成を目指すために必要なものとしてございますが、一方では教育問題は有権者の関心が高く、政治家が実績づくりの対象にしやすいというご指摘をすることもございます。背景にそうした政治的思惑が存在するのかどうか私どもには推測できませんが、今回の中教審のまとめでは2030年以降を見据えて子供たちがよりよい人生とよりよい社会を築くための教育的役割と位置づけております。小学校における英語でどう成績化するのか、また教員の配置等どういうふうになるのか、今回の中教審では明確にされてございません。実施までの間どういうふうに進められることになるのか、推移を見守りたいと考えますが、本町の子供たちの将来のためになるものと捉え、効果的に、効率的に取り組みたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（西山 進君） 5番目のマイナンバーについてご答弁申し上げます。

番号の提出の拒否、罰則はあるのかのご質問でございますが、マイナンバー制度の12

桁の番号の利用範囲は国の行政機関や地方公共団体が社会保障、税、災害対策の3つの分野のみに利用されるものでございます。役場の業務におきましても国民健康保険などの医療費関係や福祉などの各種届け出においてマイナンバーの12桁の数字の記載が必要となつてございます。番号の提出を拒否されたとしても、罰則規定はございません。また、マイナンバーの記載がないことのみをもって各種の申請ができないということはございません。

なお、現在のところ窓口業務に来られた方で情報が漏れることを理由に個人番号の提出を拒否された方はございません。マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤でございまして、社会保障や税の決められた書類に個人番号を記載することは法令で定められた義務でございまして、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1 番議員、工藤正博君。

なお、質問は通告書の順番のとおりをお願いします。

○1 番（工藤正博君） まずは、国保制度の広域化。3つほどお伺いします。

答弁では、国保財政の困難を解決できるのかのようなご答弁がありましたけれども、私から言わせると大きな間違いだと指摘せざるを得ません。都道府県に国保財政の重い責任を負わせて、医療費適正化計画、これによる給付費の抑制、地域医療構想による病床、ベッドの削減、こういう権限を全て都道府県に集中するわけです。一体的施策として広域化することによって、医療費削減を強力に進めるための仕組みづくりだと指摘しなければなりません。違いますか。

2つ目は、これまでの国保運営の最大の違いというのは都道府県が財政を握って、市町村は都道府県が各自治体の医療費水準と所得水準に応じて決定した国保事業費納付金を都道府県に100%納める義務を負うことになるのです。そうではありませんか。保険料があたり下がるような答弁もありましたけれども、あの新聞報道は一つの例だけで計算しただけの一覧表だったのです。それがたまたま妹背牛が1割下がるような数字出たのです。それは4人家族で所得が200万、こういうベースで計算しただけの話なのです。何の根拠もないのです、あの新聞報道は。

3つ目、市町村が独自に行う一般会計からの繰り入れは標準保険料に反映されることはありません。自治体同士を競わせて、医療費水準が同じなら住民負担も同じであるべきとこのように理屈で繰り入れ解消と保険料引き上げのこれを迫られることになりませんか。以上、3つお伺いします。

次に、介護保険見直しについてお伺いします。これでは2つお伺いします。1つは、軽度者の負担割合を2割以上に引き上げる、こういうことになると広範な利用を控える人たちが出てくると私は率直に思います。さらに、財務省が求めるように生活援助が3割、こ

ういう大幅な負担増になっていくと、恐らくお金のある人以外は最低限の利用回数か、または利用をやめてしまう、そういうことになるでしょう。サービス利用を負担することをふやして抑制することは、査定に基づいて自立支援を促すケアマネジメント、ひいては介護保険の考え方にそぐわないと私は考えますが、いかがでしょうか。

2つ目には、家に閉じこもりがちになる時期にデイサービスに通えば、ほかの人との交流を通じて社会性を保つことができ、表情も変わって、活動参加への意欲が高まることになるのではないのでしょうか。訪問介護による支援で生活の張りも出てくるのです。この段階でサービスを使いにくくすれば、要介護3以上の中度、重度者がふえてしまうということになっていかないのでしょうか。私はいくと思っているのですが、そういう懸念はあるのかないのかお伺いします。

次に、食品異物混入基準についてですが、ここでは3つほどお伺いいたします。アメリカの基準、さらに言えばピーナツバターに混入する昆虫の破片、100グラム当たり何と30個未満ならいいと言っているのです。ここに一覧表ありますけれども、後でお見せします、必要であれば。冷凍イチゴに混入する菌糸、つまり菌類の体を構成する本体であって、繊細な糸状の細胞または細胞列のことをいうそうです。私もよくのみ込めませんが、菌糸というのはそういうことです。菌類の菌と糸という字を当てはめて菌糸ということになっております。この菌糸のカビの生存率が45%未満ならオーケー、基準未満であれば人が食べても健康を害さないのだと、こういう許容をしているところであります。菌糸の生存率をパーセントで示していますが、これは菌糸の数ではありません。食品カビへの混入を認めていることは紛れもない事実なのです、45%以下あってもいいよということは。このアメリカの混入基準が先ほども言いましたけれども、1年間に450グラムも口にしている。元気だと、妹背牛町の町民もそのぐらい食べたって影響ないぞと言っているのと同じなのです。こんなことを許すことができるのでしょうか、伺います。

2つ目に、このTPP流の科学原理式のルールあるわけですが、アメリカの基準が科学的証拠に基づく基準として絶対化だと、間違っていないのだということを言うおそれがあるわけです。こういうアメリカの勝手を私は許すことはできません。重ねてTPPでアメリカ流の異物混入基準を押しつけられようとしていることにどのような姿勢で臨まれるのか、再度お答えを願いたいと思います。

3つ目には、今回国を滅ぼすTPPの国会承認を強行しましたが、このことについて自治体として何かアクションは起こしましたか。庁舎に掲げた懸垂幕は泣いていませんか。ぜひお答えをいただきたいと思います。

次に、小学校の英語教育についてを伺います。ここでは2つほどお伺いしたいと思います。1つは、早く学んだほうがいいのか。確かに触れることは早くから触れてもいいと思うのです。全体を見ますと、これは英語というのはほかの教科と比べることができないのです。私は、率直に言ってこれを実行していけばさらに落ちこぼれがどんどんふえていくなと感じを率直に受けています。早く学んだほうがいいのかという学問的な根拠は

実証データはありません。あるのでしたら示してください。3年生は、社会科や理科が入って大変な負担がかかる学年なのです。英語を入れる余裕があるでしょうか。子供と教師に大変な負担がかかるだけではないでしょうか。教育での見切り発車は一番危険なことです。熟慮に熟慮を重ねることが今求められているのではないのでしょうか。

2つ目は、英語教育を進める、そのやり方です。まさに急いでいます。どこから英語教育の要求があるかという、課長ははっきり申しませんでしたけれども、近いことは言っています。ストレートに言いますが、巨大な企業、グローバル企業の教育要求があります。その証拠には、25年5月の第3次提言で小学校英語の早期化、教科化を打ち出して、これは教育再生実行会議が打ち出したわけです。それをそのまま25年の6月に閣議決定したのが第2期教育振興基本計画、ここにちゃんと盛り込まれているのです。要求は協議会からあったわけではないのです。金もうけしたい企業から英語教育を取り入れろというのが要求の実態です。私は、こういうことをはっきり申し上げますけれども、そういう認識はどうか、単純に見解の相違では応えるものではないと思うのです。ぜひ英語教育について真剣なご答弁をいただきたい。不真面目で言うおわけではないです。それだけ誤解のないように。

最後に、マイナンバーについて。1回目にお話ししましたが、生活保護の申請を受けないとか、ハローワークの求人の登録はさせないと、これは妹背牛町の話ではないのです。全国の一つの例を挙げたまでです。監督官庁の厚生労働省、番号の記載がなくても受理するという見解をちゃんと出しているのです。行政手続は従来どおりに受けられますね。さらに確認したいと思います。

また、さまざまな情報流出が心配であれば、マイナンバー制度に反対だから番号は使いたくないと。ゼロと言っていましたけれども、私拒否しているのです。その一人なのです。不利益が生じる例が一つでもあるのでしょうか、出さないからといって。あるのであれば、ぜひ教えていただきたい。私の立場からもさらに調査して確認したいと思いますので、答えをいただきたいと思います。

以上、再々質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、住民課長。

○住民課長（西山 進君） 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

まず、1番目の国保の関係でございます。国保の30年からの都道府県の広域化につきましては、あくまで財政運営を道が全部やるということで、市町村によっては、地域差によってはさまざまな構造がありまして、保険料が違っているという部分がございます。先日試算になった部分でございますけれども、あくまであれは仮の試算ということでございます。今後は、その試算をもとに市町村が決めていくという部分でございます。

あと、今回の試算によりますと、一般会計の繰り入れ分は控除して試算をしているということでございます。また、広域化によりまして、例えば人工透析の高額医療の発生などの多様なリスクを都道府県が全体で分散するという部分もございまして、急激な保険料の

上昇が起りにくいという部分もございます。また、予期せぬ天災や災害、また給付増や収入不足になっても都道府県が運営する財政安定化基金から貸与、交付されるという部分でございますので、今以上に市町村については安定された運営ができるものというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

続きまして、2番目の介護保険の制度見直しでございます。これにつきましては、軽度が2割になると利用を控えるという部分でございますけれども、今回の以前からもございます高額介護サービスの制度によりまして所得の段階に応じて利用者負担額に一定の上限を設けてございまして、これを超えた場合には高額介護サービス費として利用者に償還されるという部分になってございますので、過大な負担とならない仕組みとなつてございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

あと、デイサービス、家に引きこもり、介護度が上がってくるのではないかとご質問でございますけれども、先ほど1回目に答弁したとおり、今総合支援事業によりまして地域全ての高齢者を対象にサービス事業を実施してございまして、自立した生活ができるような形で今後事業を展開していきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただき、ご答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 再質問の3点についてお答えをいたします。

まず、1点目のFDAの基準を許しているのかということでございますが、当然虫ですとか菌ですとか、そういったものは絶対許されないというふうに思っておりまして、過去冷凍食品の問題ですとか、国内での異物混入事件、これが話題になってございまして、日本の消費者は食の安全に関して世界でもトップクラスのこだわりを持っているといったことございまして、これは許されないというふうに思っております。ただ、先ほども答弁させていただきましたように、厚労省の説明では今ある食品衛生法を変更することはないということをお訴えしておりまして、こちら辺の真偽が判断できないといった状況でございます。

2点目のFDAの基準が絶対かということでございますが、私も専門家ではないので、なかなか難しいのですけれども、例えば遺伝子組み換え作物ですとか、あと最近話題になっておりますアルミニウムの添加物の関係の問題もございまして。こういったものについては、これも国ではこういったものについては絶対入れないということをお説明をしております。これが本当に信用できるのかということでございますが、今の段階では判断ができませんということでございます。

3点目の何かこれまでやってきたのかということのご質問でございますが、実際には議員ご指摘のとおり懸垂幕を掲げているのみでございますけれども、ただ私個人的にもいろいろTPPに関する研修会で大学の先生等、この食品安全に関する研修会を聞いてきておりますけれども、そこで言われているのは大変危険だというような説明を聞いておりますが、しかし国のほうではやはりそこら辺は絶対入らないし、安心してくださいという説

明ですから、今の段階でうちのほうでどちらが正しいのかというところで判断がつきかねる。こうした状況の中で、町民の皆様にもそういったことを話すことはどうなのかということと考えておまして、今後の推移を見守っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 小学校の英語教育に係る再質問に答弁したいと思います。

これまでも教育に係る制度改正や学習指導要領の改正、常に賛否両論の中で進められております。今回の学習指導要領改正に対しましても賛否両論ございます。議員ご指摘のとおり、今回の中教審の中には教材を扱う企業の執行社員が中に入っており、それを含めた中で協議されたという事実も知ってはおりますけれども、決して企業の金もうけのために今回の改正案が出てきたものではないと信じているところでございます。

母国語でもある日本語も完全に習得できていない段階で第2外国語を勉強するのはいかなものか、国語習得に影響があるのではないかとといった指摘が多くございます。ただ、検証といたしましては国際的には国家戦略として対韓国、中国などで小学校段階で英語教育を実施する国が急増しております。母国語にプライドの高いフランスでも取り組んでいるところでございます。特に韓国では、1997年から小学校3年生から英語必修化に取り組んでおります。当初は、韓国内でも今の日本と同様の問題が議論されておりましたが、結果的には母国語の学習には影響がなく、また英語以外の外国語習得能力にも効果を発揮しているということが証明されております。単純に外国との比較はできませんが、来日して間もない韓国人が短期間で日本の会話を習得しているというのがよい例だと考えております。

また、学校現場が混乱する、小学校3、4年生では時数が足りなくなるのではないかと意見もございます。特に学級担任が英語を教える技能習得には相当な負担増になるという意見がございますけれども、ALT等を活用することにより大きな負担増にはならないと考えております。また、具体的実施や教員配置がどのようになるか明確にはなっておりませんが、中学校同様に英語専科教員が配置される等の措置が図られれば英語の時間における学級担任は弾力的な対応が可能となり、かえって好ましい結果になることも想定されます。本町では、既に平成8年からALTの外国人を採用し、保育所、幼稚園、中学校で活用し、平成20年からは小学校5、6年生英語必修化により小学校でも取り組んでおります。また、この2年後の実施に向けましては、既に今年度小学校で総合的学習時間を活用し、1年生から英語の授業に取り組んでおります。授業内容は保育所の延長程度で、時数もわずかですが、子供たちは既に保育所で体験していますので、全く抵抗なく受け入れているのが現状でございます。確かに小学校の英語科という教科として見たときに、特別支援の児童やことばの教室に通う児童はどう対応するのか、また成績化する必要はあるのかという疑問は生じますが、小学校における英語必修はあくまでもコミュニケーション手段としての外国語教育という捉え方をすべきであると考えております。本町の教育目標

に国際化の変化に対応し、自己向上の努力を行い、主体的に生きていくことを願うとして
います。これは、子供の将来に大きくかかわることでありまして、早いうちから外国語に
なじめる環境を整えるのであれば万全な体制で対応したいと考えておりますので、ご理解
賜りますようお願いし、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（西山 進君） 5番目のマイナンバーについてご答弁申し上げます。

議員言われたとおり、マイナンバー番号なしでも受け付けの登録ができるという部分で
ございますが、やはりマイナンバー制度におきましては今後所得や年金の受給状況などを
きちんと把握し、本当に困っている方に必要な給付、適切な支援、迅速な対応を行うこと
となつてございまして、また行政手続の部分では年金や福祉関係の申請にこれまで必要だ
った住民票や課税証明書などの必要な添付書類が削除されるという部分で、今後行政下
においては非常に利便性の高いという部分になってございます。しかし、住民の方に言われ
たら必要はないのではないかとこの部分はございますけれども、一応これについては先ほ
ど答弁したとおり行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する
社会基盤という部分でございまして、ご理解していただきたいと思ひますし、また町民
の皆様の大変な情報をお預かりしているということを常に念頭に置きながら安全措置の充
実や関係規定の整備、職員研修などの実施などさまざまな対応を行っていきたいというふ
うに存じておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、答弁といたします

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） まず、1つは国保の問題ですが、国保はどうしてこんなに高いの
か、払いたくても払えないような国保料にせざるを得ないのはどうしてなのか、僕は現場
の苦しみをわからないで言っているわけではないのです。大変な思いして苦労されている
ということはよく承知の上で言っているのです。国保の加入者がその多くは高齢者と、こ
れが特徴の一つです。この高齢者が加入者の38.9%、65歳から74歳の数字ですが、
38.9%を占めていると。負担能力が高くない高齢者や職業がない層に多くなっている
わけですから、国保料がより高くなるという状況を生み出してくるのは当然のことな
のです。この国保の運営に対して国がお金を出さなくなつてきているのです。国保会計の総収
入に占める国庫の支出金の割合は1980年代は50%あったのです。今25%でしょう。
半分になっているのです。こういうことをやられたら、大変なことになるのは目に見えて
いるわけです。こういう構造的な仕組みを解消することを急がないと、何ぼ広域化しても
無理です。下がらないです。率直に思ひます。

私は、もう一つ疑問があるのは、子供が多いと負担が重くなつていきますよね、国保料と
いうのは。均等割で、生まれたばかりのあかちゃんまで国保料がかけられるからです。こ
の均等割をなくすべきだと私は常々思っているわけです。いかがですか。

国保料が高い要因とその解決策をちょっと言いましたけれども、率直に言ってどのよう
に受けとめられたのでしょうか。しっかりと国や道に物を言っていくことが必要です。国
保の広域化というのは、後期高齢者でうまく保険料が入るから、国保もこうやってやれば
もっともっと金が入ってくるのだらうと。柳の下です、これ。結果は加入者が大変なこと
になるということは目に見えております。そういう点では、繰り返しになりますけれども、
もっとしっかりと国や道に物を言っていけないと困るのは現場です。加入者です。ぜひご
努力をお願いしたいと思います。その決意を述べていただきたいと。

それから、介護保険制度については、介護保険の軽度者の負担がふえていくとってど
うなるかというのは、これは利用を控えるのは当たり前ではないですか。そういうことが
重度化をどんどん、どんどん招いてきて大変なことになると。そうなれば自立支援の考え
方にそぐわなくなってくる。ですから、早い段階から利用しやすいような制度にしていく
べきではないでしょうか、保険料も含めて。

今高齢者がふえています、確かに。しかし、永久にふえ続けるものでもありません。既
に日本の人口が減少が始まっているわけです。そこで、自然にふえる社会保障の予算は削
るべきではありません。人口の減少が始まっているのに、景気浮揚のための国の政策で大
型公共事業。国が大型公共事業というのは1つ1,000億円です。そういう予算がつい
て初めて公共事業の大型化と言っているのです。1,000億ですよ。桁が違うのです。
こういうのがふえていく一方なのです。考え物です。社会保障の自然増の経費を削るのは
いかなるもののでしょうか。考え直すべきです。社会保障を削るべきではありません。極端
に言えば人間のやることではない。長生きが悪いことだと、早く亡くなってくださいと言
っているようなものです。これ以上お年寄りを泣かせてはなりません。今後どこにどのよ
うな意見を言い続けていくのか、その決意もあわせてお伺いしたいと思います。

最後に、小学校の英語教育です。小学校段階で英語の効果が出ると言われているのは、
1,500時間から2,000時間です。ご存じだと思います。ところが、小学校で今国
がやろうとしているのは3年生から6年生、これ合計しても210こま。1こま45分の
計算で210こまなのです、たった。1,500時間から2,000時間必要だと。1桁、
桁が違うのです、全く。こんなことで英語教育ができるわけないでしょう。やり方を急ぐ
というのは大変なことなのです。間違ったら英語教育自体が破壊しますよ、これ。私は率
直に指摘しなければならない。

そこで、今の学習指導要領で高学年に外国語活動が導入されました。今の学習指導要領
ですよ。教育熱心で、この課題に対して真摯に対応する先生方が多くて、どうしたら子供
たちのためになるのだらうかという相談が非常に多かったと聞いています。苦勞している
のです、今でも。それをさらに苦勞をふやそうというのが今度今考えている指導要領なの
です。外国語としての英語の仕組みや働きを理解するための素地が全くできていません。
この素地をつくることこそが今求められているのではないのでしょうか。学校英語教育の目的
は、社会に出た後、英語を使って活躍したいと思ったときに努力すれば使える力を身につ

けられるような、こういう素地を今つくっていくことこそが大事ではないでしょうか。教科にして落ちこぼれつくるのがそういう素地を培うことになりますか。私はならないと思うのです。こういう今英語教育や国語教育を含めた言語教育がこのまま進めると今まで以上に悲惨な状況になってしまう、その可能性が高くなると私は指摘したいと思いますが、どのようなご意見を持っておられるのか考え方をお伺いして、質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 私のほうから国民健康保険と介護保険について答弁をしたいと思います。

まず、国民健康保険につきましては、議員ご指摘のとおり国保料金が高い、あるいは高齢者が多い、生まれた子供からも負担をいただくということでやっております。そんな中、11月21日に全国知事会は国が2017年度の財政支弁を減額する方向で調整しているということに対し、国と地方の信頼関係を損なうもので誠に遺憾だと反対をする要請書を厚生労働省宛てに提出をしているところでございますし、議会のほうも10月に財政支援の拡充を確実に実施することを求める意見書を採択しております。また、そのことにつきまして2017年度分の一部減額を政府が検討していることに道や道内の市町村が猛反発をしております。道や道市長会などは減額回避に向け11月の末に急遽中央への要請行動を行うなど危機感を強めているのが現状でございますので、これからも国、道へ積極的な市町村会としての役割を果たしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、介護保険負担が上がれば控えるのではないかとということではございますが、介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや要介護状態となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった制度の理念を堅持し、質が高く、必要なサービスを提供していくと同時に、人材と財源とより重点的、効率的に活用する仕組みを構築することにより制度の持続可能性を確保していくことが重要だと考えておりますし、北空知地域医療介護確保推進協議会を中心に地域包括支援ケアシステムの構築に向け医療と介護の連携を図り、住民が希望する療養生活を選択でき、安心して暮らせる地域の実現に向けて退院支援から日常の療養支援、緊急時の対応、みとりまでの継続した医療介護及び療養支援が提供されるよう連携、体制づくりを進めていることになっております。

また、きのうたまたま農協青年部の総会が午後3時から農協の3階であると。ちょっと早く着いたので、わかち愛ひろばへ顔出しますと、ちょうどきのうはふまねっと運動ということで、約20名の、おじいちゃんよりもおばあちゃんが多かったのかな、たくさんいました。たしか丸長さんと熊木さんの奥さんがそれぞれ指導してまして、やはりもちろん介護になってしまった人は残念ですが、介護にならないようにああいうわかち愛ひろばを利用して皆さんが集まる場、そういう場を提供しながらふまねっと運動、あるいはほっと茶屋、そして月曜日はわかち愛食堂ということで、大体固定というか、だんだんふえてきているように感じてきていますので、介護にならないようなそういう支援策も今

後また地域を挙げて構築していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（宮崎 博君） 教育長。

○教育長（土井康敬君） 小学校の英語教育についてご答弁を申し上げたいと思ひます。

まず初めに、答弁をする姿勢ということですが、ご質問にありましたが、教師の苦勞ということもご質問の中にもありましたけれども、もちろんそれは職業として勉強を指導すべきことでもありますので、僕の答弁といたしましては子供の立場からどういう姿勢なのかということでご答弁はさせていただきたいと思ひます。

まず、質問の中でさまざまに英語の勉強が可能なのかどうかというご質問がありました。実際に今の時代、もうそこらじゅうに英語がはびこっているというのが自分の実感であります。自分たちの時代には、文法を勉強して英語の落ちこぼれになってきたというふうには思っています。まず第1に、次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ、ご存じと思うのですが、これによって今英語教育が問われてきました。この中を読むと横文字だらけで自分も何を言っているのか読めないような横文字がいっぱい出てきます。この中ではどう言っているかという、2030年以降の子供をどのような社会が迎えるのかは予測不可能だというお話をこの中でしています。今の現代で議員質問のあったように大企業が社用語として英語を使っている時代であります。今後2030年度以降、今でもすごく有名な会社は全てではないですが、かなりの度合いで英語を使っている社会になっていきます。それが30年以降にはもっとふえているというのが現実でありますし、観光地に行くと中国、韓国、それぞれ外国語が飛び交う時代になっています。我々では考えられない社会だったと思ひます。そういったことを考えて国際語である英語、これが小学校時代になれ親しんでいくこと自体で取っかかりにくさというのはなくなっていく。これデータがないとおっしゃっていましたが、多分工藤議員も私も子供たちを考えると相当前から英語はなじんできていた時代ではないかなと。僕においては小学校時代から英語をちょっと絡ませていたのですが、それで職業は英語を活用した職業についているということも一言申し上げたいと思ひますので、英語はやはり小さいときから聞くことによって一応上達をしていくということをご理解はいただきたいと思ひますし、さまざまな問題はあると思ひますけれども、それはそれぞれの学校で我々学校経営の中で取り組んでいく課題というふうにご認識をしておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（宮崎 博君） 以上で1番議員、工藤正博君の質問を終わります。

ここで昼食のためしばらく休憩をいたします。なお、午後は1時30分より再開をいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時30分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告に従い、4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君）（登壇） 通告によりまして、質問をさせていただきます。

今年は、各地で予想ができない災害が発生しました。均衡では納内地区が冠水し、農業にも多大な被害がありました。被害に遭われた方々の早い復旧を願うところでございます。

それでは1番目に、排水機場について、排水機場の機能維持等についてお伺いいたします。1つ目は、近年集中豪雨による災害が各地で起きております。本町におきましては、幸い大きな災害は起きておりませんが、排水機場が最大限に効果を発揮するための調整池等の土砂の堆積状況及び堆積土が障害にならないのかをお聞きいたします。

2つ目に、排水機場設備の更新が今計画されておりますが、近年温暖化による豪雨を予想した更新になるのかをお伺いいたします。

3番目に、石狩川西中島樋門上流は、豪雨のたびに冠水いたします。排水機場が必要と思いますが、計画等があるのか、今後の対策をお伺いいたします。

2番目に、災害計画についてですが、計画の見直しについてお伺いします。1番目に、各地で予想外の災害が起きております。本町における防災計画の見直し等が必要と思いますが、防災計画の見直し等についてお伺いいたします。

3番目には、大鳳川、雨竜川について、堆積土、雑木についてお伺いいたします。本町は、大鳳川、雨竜川の下流に位置し、改修工事完了からほぼ15年が経過し、堆積土及び柳等雑木が多くなり、十分な効果が達成されないおそれがあることから、札幌開発建設部と協議し、計画的な改修が必要だと思っておりますが、お伺いいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから排水機場について答弁申し上げます。

排水機場も平成12年度に石狩川雨竜区域農用地保全事業で完成し、16年が経過いたしました。各排水機場の施設規模に見合った調整池がそれぞれあるわけですが、排水ポンプ運転では土砂堆積等が支障となるようなことは報告を受けておりません。しかし、経過年数から考えますと土砂堆積は多少なりともあるのではないかと考えてはおります。

次に、排水機場は今年度水利施設整備事業で機能保全計画を作成してありまして、来年度より4年間で機能保全計画に基づき総合的な予防保全対策を実施し、施設の長寿命化を図りたいと考えております。平成27年の第4回定例会の一般質問でも答弁させていただいたわけでありましたが、計画の基準雨量、2日間連続雨量で158ミリ、確率雨量10年で排水機場3カ所、集水路9条が建設されております。したがって、予防保全対策の予定でありますので、規模、能力の変更等は難しいと考えております。

次に、西中島樋門であります。西中島樋門は昭和54年度道営かんがい排水事業宇佐美地区として採択され、昭和60年度に竣工いたしました宇佐美排水路延長3,655メ

ーターであります、この排水路の石狩川への樋門となっております。この地区は、集水面積で449.3ヘクタール、その9割以上が深川市の行政区域となります。近年石狩川上流域の時間雨量強度が強い雨量により樋門を閉めることが多くなっており、今後の様子を見ていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） 私のほうからは、防災計画の見直しについてご答弁させていただきます。

議員ご指摘の本町地域防災計画の見直しについてであります、過去においては災害対策基本法や水防法などの関係法律の改正や国の各種ガイドラインの作成、北海道防災計画の見直しに伴い、そして本町の実態に即した形でその都度見直しをしてきたところでございます。直近でいいますと、平成21年度にはハザードマップの作成などをはじめ全体的な見直しを行い、昨年には要援護者避難支援や特別警報の運用などにより、これまた全般にわたる見直しを行ったところでございます。予想外といえますか、想定外という言葉が使われる災害は、ここ数年全国各地で発生し、多くのとうとい命が奪われるとともに、その復旧、復興には多くの労力と長い時間が必要となっており、もはや想定外を想定した中での防災対策が必要な時代になってきたものと認識をしているところでございます。

このような中、先般10月31日、北海道開発局は雨竜川流域における1,000年に1度、100年に1度の想定雨量による浸水想定区域図を公表したところであり、これを見る限り水深はさまざまありますが、本町のほぼ全域が浸水し、流域の一部では5メートルを超える水深箇所も発生するものとなっております。これら想定に基づいては、これまでの避難勧告や指示のあり方、さらには避難行動、避難場所の指定など1つ例を挙げますと自宅待避による避難、これ浸水した場合、2階以上の安全な場所への避難、それは2階の床までが3メートル弱ですので、先ほど言った5メートルということになりますとこの避難は困難となります。また、避難所についても指定避難所となっている農村地区の各コミュニティーセンターや老人福祉センターをはじめ、平屋の指定避難所の安全性等々も検証した中で見直すべきところは見直していかなければならないと考えております。ただ、本公表については、年明け2月もしくは3月に今度は石狩川流域における1,000年に1度の浸水想定区域が公表予定となっております、この結果をあわせ持っていかなければならないものと考えております。

いずれにいたしましても、何の計画でもそうではありますが、それがただの冊子となっただけとはいえないことは言うまでもありませんが、特に防災計画は各種の災害から生命、身体及び財産を守る、いわば本町防災の万全を期すことを目的としたものであり、前段申し上げましたが、今後は想定外を想定といったことも念頭に置いた計画づくりに努めてまいりたく、特段のご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから3番目、大鳳川、雨竜川についてご答弁申し上げます。

札幌開発建設部では、大鳳川、雨竜川の河川パトロールを週に1回実施しております。パトロールの中で特に構造物、樋門周辺に異常が見られる場合については報告し、随時対処していると聞いてはおります。そういう中で、札幌開発建設部に堆積土の調査や立木伐採の調査を実施するように要望していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） それでは、再質問をさせていただきます。

1番目の排水機場でございますが、1つ目の今調整池等には土砂がある可能性があるというお答えでございました。そうすると、あそこにためれる、もしか例を挙げると新千代の排水機場で、あの調整池で泥があるとある程度の量もためれないと思うのです。それで、土砂の調査をやった程度こういう維持等をしていかなければならないと思うので、その辺を調査をして、やるものはやるということをお聞きしたいと思っております。

それと、2番目の防災計画についてなのですが、今課長のほうからご説明ありましたとおり、揺れマップだとか、地域危険度マップ、洪水ハザードマップ等を作成されております。それで、一時避難所6カ所、避難所12カ所ということで、このマップは全部同じところが指定されております。今課長のご答弁で、やはり地震は耐震の施設だろうと。ただ、大規模洪水については、本町は平たん地が多いわけでありまして、このハザードマップ等を見ても2階建て、3階建てなんていうところはないわけでありまして、それで避難場所、やはり本町特異の平野部が多いということで、なかなか難しいのではないかと、洪水時は。それで、やはり近隣の市や町との高台の施設も考慮した災害連携をしたらどのようなものかと。妹背牛町で3階建て、4階建てになると、5メートルということはちょっと想定外にもなっていますけれども、やはりそういう避難場所が妹背牛町で確保が難しいということがあると思うのです。それで、それもやっぱりここ1市4町なりの連携でその災害を、このマップもそうなのですが、このマップはある程度見ると沼田から始まって秩父別、妹背牛、北竜町と、そういうことは1市4町、深川市も含めた中の連携的な避難場所、そういうのもご検討なされたらよろしいかと思うのですが、その辺をお答え願いたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから再質問について答弁をさせていただきます。

土砂の堆積状況が影響しないか、維持管理や運転管理の中で勘案していきたいと思いま

すし、その中で必要があれば堆積の調査を実施するという事も考えていきたいと思いません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） 避難所の関連の再質問でございますが、先ほど1,000年に1度の雨竜川の想定ということで、総降雨量361ミリという想定の中での浸水ということになっております。それで、記憶にもまだあるかと思いますが、昭和63年の雨竜川の洪水、このときが本町の総降雨量が232ミリですから、今回361ミリはその約1.6倍ということで、昭和63年のときはこれが90世帯354名の町民の方が公民館、老福センター、小学校に避難をして一夜を明かしたということでありまして。それで、その361ミリは1.6倍ですので、当然今議員ご指摘の平家の避難所等々への避難はちょっと疑問かなということで、1つは指定避難所に小中学校あります、3階建ての。ここには、想定で小学校は1,000人近くでしたか、中学校で何百人というような形で、まず最初には学校への避難というようなことになろうかと思えます、その361ミリということ想定した中では。ただ、この間の道新さんの12月10日ですか、空知版に想定区域で本町のほぼ90%が、約88%が浸水すると。ただ、市街地が50センチ未満、それが10センチなのか20センチなのかということなのですけども、市街地はほとんど50センチ未満ということで、それによって平家、これも可能な部分も出てこようかと思っております。

それで、議員ご指摘の1市4町広域でということですけども、先ほど私申し上げたとおり年明けの2月、3月、今度は石狩川の1,000年に1度、100年に1度の想定が公表されるという中では、深川がどうなるのか。石狩川がふえれば雨竜川も詰まって、また雨竜川も上がる。また今の想定よりもひどくなる可能性があります。そんな公表も見た中で、1市4町が可能かどうか、またそこまで避難する時間的な部分もありませんので、再度検証していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で4番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。

次に、3番議員、田中一典君。

○3番（田中一典君） （登壇） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、年次要望書の件についてでございます。耳なれない言葉と思いますが、私かつて高齢の町民から町内会宛てに年次要望書みたいなものがあつた時代があつたと。あれが出てくると、町内会の困り事とか行政へ相談したいことを書きやすいのだけれどもなどという話を聞かされまして、そういうものがあつたのかと勉強させられたわけでございます。これが現在ではないようなので、どういう経緯で廃止されたのか、あるいは復活の考えはあるのかを伺います。

よく住民区より出される議員、私なのですけれども、要望の大体6割は地域の道路のインフラの件が多うございます。私といたしましても町の姿勢としては単費導入ではなく公費を使えるものからスタートしていくという流れは知っておりますが、それを住民区の方に一々説明していくのも、これも何とかなということで建設課のほうにそういう話をしましたら、町長要望ということで出してくれればいいと。しかし、書式のないものに関してはやっぱり一般町民も区も出しにくいのではないかと思ひ、スムーズな行政運営のためにも私はこういうものがあるなら、特に1区のほうです、復活を望むのですが、どう考えるかお聞かせをいただきたいと思ひます。

2番目、単身者住宅と町内会組織との関係。これは、私駅前に住んでおりました、駅前には単身者住宅エルピス21というものがござひます。この中には、最大で8名の単身者が住むことができます。現在は7名居住ということになっておりますが、1名はたまたま私どもの幼稚園に奉職なされた公務員という形で、何か考えがあつたのか、町内会に参加しておられております。しかし、私がこちらに帰つてきて妹背牛に住んでからもう30年近くなりますが、どうも単身者住宅というものにお住まいの方たちは町内会活動には基本的に余り参加しなくてもよろしいかのような風潮が流れておりました、私も強制で入るものではないというのはよく知っておりますが、何かインセンティブというか、動機づけというか、この町のやっぱりいろんな活動に参加してもらうという流れを単身者住宅の入居条件の中に入れるのもまちづくりとしては結構なのではないかなというふうに考えておりました、この質問をさせてもらひました。このことについてお聞きします。

3番目、教育問題について。これは、たまたま私小学校の先生たちと話す機会がありまして、今上のほうから申しますと文科省のほうから、かつてはIT技術と言われ、今はICT技術と呼ばれるもののインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーという、双方向性の技術を使って教育にもこれを応用できないかということで、タブレットあるいは電子黒板という言葉で今耳に入つてきておりますものが導入があちらこちらで起こり始めていると聞いております。我が町の状況はどうなのかと。

さらに、日高の町のほうの議員さんから直接うちの町は学校の全国学力試験で低いランクにいたのですけれども、これを使って非常に伸びたと、君の町もこういうのはどうだねなんていう話を聞かされるチャンスもありました。私はちょっと疑つておりますけれども、そういう動機づけが今教育にも求められていると。うちの学校あるいは教育委員会のほうとしては、そういう事例、あるいは我が町はそういうことによつてこれから進んでいきたいという要望があるのか、あるいはそれは深川市のほうにちらつと聞きますと重々しくて倉庫でほこりをかぶつているという話も聞きます。この要望の実態と、あるいは教育委員会のそれに対する対応をお聞かせいただきたいと思ひます。

4番、新規住宅建設について。これは、私たまたま結婚式のスピーチで町長と同席することになりまして、サービススピーチなのだから余計なことと言うと言われるのも重々承知の上なのですが、新しい夫婦になる人たちに妹背牛に住んでほしいと。これは、人口増

加を町長も考えておられるのだなと考えながら聞いておりました。ただ、それが私想像しますと、これはもしかすると単費でこれから建てる方向性も含まれているのかなと。単費でやる場合には、もちろん収入制限あるいは給与制限というものを外したものを考えていかなければいけない場合もありますし、そうしますと建設費用は単費でという方向になると私も想像しました。町長がそういうことをこれから先お考えなのかどうかということも含めて、もし戦略的なものがあつたらお聞かせいただきたいと思って質問させていただきました。

5番目、これは住民の考えた政策に予算づけの考えはございますかという話でございます。通常は、地方公共団体が国あるいは道に予算要望しますが、町民が考え、実行し、予算要望する政策があつてもいいのではないかと私は考えておりました。鳥取県智頭町というところでは、百人委員会という組織を町が立ち上げ、実績を積み上げてきている新聞報道を見せていただいたことがあります。町の元気とは、自分たち行政だけの知恵にないものは民間の活力をいただくというこの町長の謙虚な姿勢から生み出されたという話を聞いております。この中で、かつてそこにはやはり公立の保育園がございました。しかし、外から入ってきたお母さんたちがそこは森林が90%ぐらいの大きな町で、森の中の幼稚園という民間活動にお金を出してくれないかということで、この百人委員会で認められて単年度の保育士1人分のお金が出た経緯があります。それは、今広がりまして3グループに分かれ、それからそこに入りたいという家族が移住してきて人口をふやしたという経緯にもつながっております。このような考えをどう思うかお聞かせ願いたいと思います。

6番目、夏休みのラジオ体操事業について。今社会教育の分野だと思いますけれども、子供たちのラジオ体操を夏休みに行っていると思います。私も駅前の方で福祉の関係の仲間と一緒にこの4年間、ちょっと時期は長いのですが、4月から10月まで駅前の噴水の公園で、年間計算しますと大体4,300人、お年寄りと同じ顔ぶれなのですが、夏休みは子供たちを含めて六、七十人に25日間いらしてもらっています。この運営をしながら考えたことは、教育委員会が社会教育の中で行っているいろんな活動の中で、リーダーを育てて地域のボランティア活動を育成していくというような考えはないのかどうか。そのことによって、例えば今行っている夏休みの事業を民間と言うと大げさですけども、地域のリーダーを育成して、引き受けていって盛り上げていただくと。そういう考えはないのかということをお聞きしたいと思います。ここに例として挙げたのは、商工会青年部というふうに書いたのは、これがまた引き受けてくれる対象となる一つの団体かなという考えもあつて書いたわけでございます。

以上でございます。

○議長（宮崎 博君） 答弁、副町長。

○副町長（中山高明君） この要望書の取りまとめにつきましては、平成18年まで建設課の方で道路等の小破修繕の要望箇所について町内会を通じまして集約し、その後議会の所管委員会で現場を視察、まちづくり計画及び新年度予算に反映する形で実施してきた

経緯がございます。その後、行政改革の影響もございまして、さらには財政面の課題が多く、要望に充分応え切れない実情もございまして、要望調査は見送りとなってきている経緯がございます。その点について以前の町政懇談会の中でもご指摘のあったところでございます。

現段階では、要望調査を実施することはしておりませんが、所管課には議員さんをはじめ、あるいは町内会長さん、区長さん、それから地先の関係者等直接要望されていく傾向にございます。その都度所管課のほうで適切に対応しているというふうに理解しているところでございます。また、区長会の会議、1区連合会の総会ですとか、あるいは町政懇談会、各団体での総会等での意見、ご要望を伺う機会もありますので、引き続きそれらを生かしながら要望の実現に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） 私のほうからは、単身者住宅と町内会組織との関係についてご答弁申し上げます。

町内会への未加入や組織の高齢化、これについては全国的な問題であると同時に、この問題には議員も大変ご苦労されていることと感じているところでございます。議員ご指摘の単身勤労者住宅エルピス21に入居されている方々もそうではありますが、どの公営住宅においても入居前の説明においては町内会への入会を口頭ではありますが、お願いをしてきたところでありますし、北斗団地建設以降については書面において必ず町内会へ加入すること、これはいいかどうかはちょっとあれなのですけれども、これを明記しているところであります。エルピス21における町内会への未加入が慣例化しているとのことでありますが、加入、未加入は個々の意思決定であり、なぜそれが慣例となったのか疑問に感じているところでございます。

さて、議員ご提案の町内会組織の若返りを図る動機づけと申しますか、手法、手段の一つとして町内会組織に積極的に参加することという条件のもと、家賃を値引きすることのことですが、まずこれ結論から言って条件つきでの家賃値下げはできません。ご承知のようにエルピス21の家賃設定は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定による細かな算定基準に基づき、町条例により家賃を決定しているものであり、これに条件を付しての増減額はあり得ないことをご理解いただきたいと思います。

ただ、動機づけと申しますか、モチベーションを上げるために何かアクションを起こさなければならないことは、これは議員ご指摘のとおりと認識しますが、果たして加入拒否が金銭的な問題なのか。これ経済的であれば多くの町内会が取り入れている町内会費の減免、減額を検討すべきと思いますが、どうも議員先ほど言われたとおりエルピス21の入居者にあってはそれは経済的というか、理由が違うのかなど。これ例えばです。例えば役員就任、役員関係、あと町内会に入ってもメリットがない。もう一つ、煩わしさ、これ例えばです。例えばのことで、等々さまざまな理由がひょっとしたらあるのではないかと思

います。いずれにいたしましても、町内会は親睦と相互扶助のためにある、民法上は任意団体であり、その加入については強制できないことは先ほど議員もおっしゃったとおりであります。未加入への勧誘も苦勞すると思いますが、これからちょうど各町内会総会時期でもありますし、総会の中で町内会に加入するメリットなどの共通理解と加入促進の意思決定をされた中で勧誘文書やパンフレットの配布、あるいは訪問などの活動をしていくしかないのではないかと考えているところであります。公営住宅への新規入居者においては、今後も町内会への加入について文書で必ず町内会へ加入することを強く推し進めてまいりますし、会員勧誘に係る町内会独自のチラシやパンフをもし作成されれば、入居時の説明に私どものほうでそれを配布するというようなことも可能かと考えております。若い人たちに相互扶助の大切さを理解していただくことは、これは容易ではないと思いますが、会員勧誘について町内会でできること、町行政としてできること、もしくは町内会と町が一体となることができることを今後も模索、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） それでは、3番目の教育問題についてご答弁申し上げます。

文部科学省では、2011年から21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指し、教育の情報化ビジョンを公表し、次世代の子供たちに求められることとして生きる力とそのための情報活用能力の育成を重要課題とし、その実践に向けて学校教育におけるICTの活用を推進しているところでございます。また、先ほど英語教育の答弁の中でも触れましたが、次期学習指導要領改訂案のまとめにおきましても学校教育におけるICT環境を含めたインフラ環境の整備の重要性について公表されております。

なお、ICTという言葉は若干ご説明したいと思えます。以前はITと呼ばれておりました。インフォメーション・テクノロジー、直訳すると情報技術ということになりますが、最近はこのICTということで、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー、コミュニケーションという言葉が追加されましたが、直訳すると情報通信技術というふうに呼称が変わってございます。学校教育におけるICT活用とは、教育現場において電子機器あるいは通信機器を使って情報、知識の交流を図るという意味となります。また、ここでいうICT機器とはデジタルテレビ、パソコン、実物投影機、デジタルカメラと多様なものが挙げられますが、特に電子黒板ですとかタブレットに特化したものではございません。

我が町の状況はどうかのご質問ですが、既にコンピューターですとかデジタルカメラあるいはプロジェクターなどが整備されてございまして、ICT機器の整備という点では本町小中学校でも既にある程度整備はされてございます。文科省の調査におきましては、ICTを活用した授業は学習に対する積極性や意欲、学習の達成感が高く、また各教科においても得点や知識理解、技能、表現で高い効果があるとの報告がございまして。一方で、議員ご指摘のございましたとおり高額な電子黒板を導入したものの、教員が使いこなせず

活用されていないという例も多く聞いております。

タブレットや電子黒板の導入に関する現場の要望の実態ですが、現状では小学校校長がタブレットを日常的に活用してございまして、これを授業へ取り込みたいという要望はございますが、一方中学校におきましては電子黒板やタブレットよりもプロジェクターのほうが授業で活用しやすいということで、電子黒板等の導入の要望はございません。議員のご質問では、小学校における電子黒板とされていますが、小学校でICTの導入を図る場合は当然中学校にも同様に取り組まなければならないと考えております。教育委員会といたしましては、電子黒板、タブレット、その効果から積極的に導入すべきと考えてはおりますが、これが教育委員会主導であったり、あるいは一部の学校管理職指導での導入は効率的な運用に疑問が残るところでございます。日高町の例がご紹介されておりましたが、これにつきましてもICT機器を導入したから学力が向上したのではなく、ICTを効果的に使用した結果、学力が向上した結果であるということをご認識いただきたいと思っております。いずれにしましても、小学校、中学校が連携して教員同士による協議、研さんが行われ、その上で導入をしていただきたいという要望があれば積極的に検討したいと考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 私のほうからアパート建設の必要性と戦略について答弁を申し上げたいと思っております。

ご指摘のアパート建設についてでございますが、本年9月の第3回定例会の高校跡地利活用とさきの一般質問でも質問がありましたけれども、まちづくりビジョンに関しての一般質問で少しばかり触れさせていただきましたが、一つの構想案として企業従業員向け住宅、あるいは子育て支援住宅、移住、定住住宅の建設などについて提示させていただきたいと答弁した経緯があります。また、町では現在国の住生活基本計画の見直しを受け、妹背牛町住生活基本計画の策定作業を進めておりますが、基本方針の主要な柱として、①、移住、定住促進、そしていわゆる民間住宅、民間賃貸住宅の建設促進等によるにぎわいあふれる住まいづくり、②、高齢住宅の建設、建てかえ、改善による居住水準の向上、それらによる適正な住宅セーフティネットづくりなどを目指していくこととしております。こうした状況を意識した旨の結婚式での発言の主観として認識をしているところでございます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 私から住民の考えた政策に予算づけの考えはということに対しましてご答弁させていただきます。

議員ご質問の智頭町の百人委員会について、智頭町のホームページで取り組みを検索してみました。町民が主体となってまちづくりを行う会で、町民が身近で関心の高い課題を話し合い、それを解決するために政策を行政に提案していく組織であり、自分たちに必要なものは何かを真剣に話し合い、自己責任、自己決定のもとに住民が主体となった活動を

行い、行政に陳情するものだけではなく、予算案も含め企画、提案して町長と予算折衝を行い、採択となれば町の事業化となるということでございました。町政へ住民の声を反映させること、さらに活力ある住民参加型のまちづくりにつながることは、責任ある企画で過去の提案事業も行政の各分野においても採択事業として年々多くなってきております。

町の現状、課題について自分たちで行動していく仕組みは、町政の課題の発掘、解決など協働のまちづくりに欠かせないものと考えております。智頭町の成功例からも当初平成9年に集落振興協議会を設置し、さらに地区振興協議会となり、その後平成20年にテーマ型住民自治組織百人委員会というふうに変ってきております。本町では、毎年町政懇談会において町民の皆様に要望、提案などをいただき、庁舎内で検討し、実施すべきものは行っております。議員ご質問の予算づけまでの提案でございますが、本町での組織づくり、またどのような体制での取り組みなどできるかなど内部で協議する必要が考えられると思いますので、ご理解をお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 6番目の夏休みのラジオ体操事業についてご答弁申し上げます。

社会教育事業で実施していますラジオ体操につきましては、いきいきラジオ体操として夏休み期間の16日間実施してございます。社会教育グループ職員が当番制により時間外手当で対応してございます。毎朝担当職員1名で実施しますが、私と教育長も毎日参加しております。28年度実績では、7月25日から8月9日まで実施し、延べ699人の参加がございました。事業に係る経費といたしましては、担当職員2人分の時間外手当といたしまして1万4,981円が支出されてございます。文書の保存期間が経過しておりますが、以前の書類が残っていないのですが、昔のラジオ体操につきましては小学校における校外班活動をベースとして各町内担当役員等により実施されていたと。場所も小学校、中学校、駅前広場、また農村地区については各会館等でも実施されていたと記憶しておりますが、少子化、人口減により現在の総合体育館で実施するスタイルに定着したものでございます。

そうした中、駅前町内会において4月から10月、長期間にわたりラジオ体操を実施いただいているということで、感謝するものでございます。教育委員会としましては、特に夏休み中の社会教育事業が多く、このラジオ体操事業が町内会や有志団体等で実施されれば、正直ありがたいと考えておりますが、委託するということは社会教育事業の趣旨には合致しないと考えます。本来こうした活動は、駅前町内会で実施していますように有志や町内会による自主的な取り組みがあつてこそ意義があるものと考えております。したがって、教育委員会としましてはラジオ体操事業の委託の考えはございません。

なお、ご指摘のボランティア組織の育成という点でございますが、人口が減少している状況でなかなか難しいのかなとも考えますが、各方面と協議、検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、田中一典君。

○3番（田中一典君） 1番、年次要望書の件、今副町長から答弁いただき、流れが非常によくわかりました。私直接要望が行われているという事実も知っておりますが、これやっばり地先の人たちというのは、例えば自分のところの要望がほかの地区よりもレベルが高過ぎてこんな要望していいのかどうかという、非常に迷っていらっしゃる方たちが多くて、全体を視察しているわけではないので、こんなことを言ったらうちの町内だけいい水準に行こうとしている、もっと悪いところもあるのに何かこんなことを出していいのだろうか。おくてというか、非常にかわいらしい気持ちを持っていらっしゃる方が多いので、町内会の要望として、別にこれを予算があるにしろ、ないにしろ、要望を受けろという脅迫ではないので、町内会ごとに要望書を出して、こういう提案があって、町としての行政の流れとしてこういう計画立っているのだけれども、これにすぐはまりそうはないけれどもというような、やっばりそういうちょっとしたやりとりを文書でやるのも私はいいのではないかなと思ひ、これがあつたほうがいいのではないかというふうな見解で、これを復活する考えはあるのか、もう一度だけお伺ひいたします。

2番目に関しましては、町条例上の縛りがある住宅ということは私もわかっておりまして、こういう1,000円という、安くするというインセンティブでどうこうというのではなく、多分役員活動とか、それから町内活動を何でやらなければいけないのだという風潮もありますし、単身者なのだからこの地にとずっと足をとめているわけではないので、そこはちょっと勘弁してほしいとか、やっばりそういういろんなものが確かにあると思ひます。ただ、ですから縛りがあるつくり方をしたアパートだということは認識しておりますので、町内会、それから町行政のほうも含めまして穏やかに入っていただけないかなという感じで流れでいこうかなという、これに関しては思ひます。

3番目の教育問題ですが、これ新聞報道によりますと空知管内の学力テストの結果が今回北空知一円全国平均、それから全道平均を下回っております。このことも考え合わせてICT技術を取り入れたいという、例えば校長の考えが現場の教師たちと共有されているのかどうかということはやっばり一番大きなところで、私もちょっと勉強しましたところ、これはかなりの準備をして臨まなければならない電子技術の一端だということをはっきりわかりました。つまり自分の知って頭におさめている知識だけでぼろんと子供たちの前に出すだけでは済まなくて、やっばりいろんな構成、説明の仕方、展開の仕方を研究する必要があるし、こういう高度なものを求められて、果たしてそれをこなしていく気があるのかないのかということも含めまして、私は慎重な検討の上、このICT技術を取り入れていく町の方針を期待してこれは考えておりましたので、そこら辺は協議できるかなと思ひ、聞いておりました。これに関しては、ですから学校長だけではなく、やっばり現場の職員、それから教職員が充分欲しがっているのかどうかという情報をつかんでいるのかどうかということ、これからもつかむ気があるのかどうかということをもう一回確認し

て、これについては終わらせたいと思います。

4番目の新規住宅建設ですが、これは町長が公式の場で言ったことではないので、私もしかすると単費で建設する気持ちがあるのかなということだったのです。というのは、先ほどのエルピス21と関連するのですが、単費で建てれば、例えばこの間議員1人当たり8万円ずついただいて、長野県飯館村に行かせていただきました。ここは、単費を6億ぐらいつくる。ある技術的な方法を使いまして、それによって単費でアパートをつくりました。隣の30万の飯田市のほうから入ってくる新婚夫婦とか、若い人たちをたくさん入れて、その入る条件として通常の市価の半額の値段にしながら、消防団の加入、もちろんできる人だけですけども、それから町内会活動、地域活動に積極的に参加というのを条件に入居をさせると。こういうまちおこしを手伝っていただけるという条件をそこに組み込めるのは、やっぱり単費でしかできないのだろうなと思いつつ、そこの話を聞いていました。ですから、町長がこれから行っていく人口増加の政策に絡めまして、単費の考えがその中に少し含まれているのかどうかということをお聞きして、これに関しては終わりたいと思います。

5番目、住民の考え方の政策に予算づけの考えは、今までもこれ確かに課長おっしゃったとおり町民に対する説明会で出たことをそれぞれ行政のほうに持ち帰って検討されて、動いてきた事例もあると思います。ただ、問題は実際に予算づくりをして、それについて話し合いをし、町長と折衝するという智頭町のプログラム、これは何かといいますと私たちが今持っています例えば農協青年部、商工青年部、そういう、あるいは商工婦人部、農協女性部、経済団体、老人クラブ、福祉団体、民生委員や保護司、既に歴史と伝統に刻まれた中身の組織とはまた別にもっとクロスオーバーな町民を縦断するような感じの組織の設立というものが町を動かしていくという、そういう期待がございます。そういうものを町政に反映させるという方針をやっぱり持っていくというのが新しい町の力になっていくのではないかと私は思いつつ、その方向に向かって考えがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、6番目の夏休みのラジオ体操事業について、私が小さいころ50代ぐらいのおじさんたちの指導のもとに駅前を受けていたのは、あれは学校の校外班活動の一環だったのだと今初めて知りまして、私もその記憶がありまして、今福祉の流れで大人たちがやっぱり子供たちと一緒にやるという姿を見せるのもいいものだなということではじめたわけでありまして。ですから、どこかに委託というよりもやっぱり町内会、高齢化しているとはいえ、近隣の人がそこに出向いてきてお手伝いをするという姿に将来的に持って行ってくれば、私は例えば行革が将来訪れたときに職員の朝早くの出番の時間外は出ませんよというときになったときに、これは救われるのではないかと。将来の心配をそういうふうに行っているわけではないのですけれども、ただ高齢化だけではなく、お年寄りの中に元気な方もおりますし、そういう方にある種の動機づけをなさっていくという考えはないのか、もう一度伺わせていただきます。

以上です。

○議長（宮崎 博君） ただいまの質問の2番目については、要望ということでよろしいですね。

では、答弁、副町長。

○副町長（中山高明君） 要望書の関係についての再質問にご答弁を申し上げたいと思います。

平成18年度までは、一定程度の要望数量があったというふうに理解しているところでございますけれども、議員ご指摘のようになかなか町内によっては要望を出しにくいというような側面があるのも心情的には理解できる場所ではありますけれども、過去道路関係の小破修繕が主な要望の中心でございましたので、正直申し上げますと所管課でいいますとたくさん出されてもたくさんのお答えを出してあげられないというところが正直な感想でございます、そういったところが内々でございます、このまま調査を続けても結局期待に応えられない、そういう行政評価されるほうがちょっと我々の立場としては困るというようなことがありまして、要望調査を途中で取りやめたと、こういった背景があったのではないかとこのように私としては受けとめているところでございます。今後については、先ほど前段申し上げましたように、いろいろな機会を捉えて要望の把握とその実現にまた努力してまいりたいというふうに思っておりますので、その辺の事情についてはご理解いただければと思っております。

さらに、あえてお願いを申し上げます、この要望把握に当たりましては議員さんが地域の中でそれを町内会等の単位で行政報告会という形をとっているかどうかわかりませんが、何らかの形で報告会を開催する機会もあるかと思っておりますので、できればそうした活動の中でも地域の要望をこちら側に提供していただくというようなこともまた一つの形としてはあるのかなというふうに思っております。

そして、もう一つは、現在進めております第8次のまちづくり計画が平成31年度までという計画期間になってございますので、この前段で多分まちづくり計画の詳細について事業把握ですとか、そういった要望が地域の中からも当然出されてくるでしょうし、議会サイドからもこういった事業に対する要望が出されるかというふうに思っておりますので、そうした機会あるいはそういった時期を捉えて要望を出していただけるほうがより実現性が高まるかなと。毎年度やっていますと、毎年度できない、できないの答えばかりになってしましまして、地域の住民の方にかえって申しわけないというような気持ちも漏れますので、できればそうした機会を捉えながら進めていくほうが現場としては大変ありがたいかなというふうに思っておりますので、その辺の事情を察していただき、ご理解いただければと思います。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 教育問題について再質問に答弁いたします。

先ほども申し上げましたが、ICT利活用の効果は広く認められているものでございま

す。また、議員もICT利活用の目的が学力向上のみならず、ICT各機器を活用し、情報活用能力の育成であるということをご理解いただけたものかなと思うところでございます。

ここで、ICTを活用した実際に事業をやっている状況の実践報告ご紹介させていただきたいと思います。これネット回線を活用したテレビ会議形式で、宮古島と奥尻島で実践した交流事業です。宮古島の生徒が今こちらの気温は20度ですと、こういった問いかけに対し、奥尻島の生徒がこちらは今二、三度ですと対応しています。宮古島の生徒が雪を見たいというので、窓をあけて外を見せてあげたところ、宮古島の子供たちからおおという歓声が上がった。なぜかといいますと、宮古島ではまだ日が上っていて明るかったのですけれども、はるか北に位置する奥尻島はもう既に真っ暗であったと。それに対して驚きの歓声があったということです。教科書で理論的に理解はできていても、実際にこういったICT機器を使い、肌で感じられ、非常に有意義だったと。こうしたICT機器を活用することにより、より授業に集中でき、理解度が向上すると。また、コミュニケーション能力も向上するといったことが実践報告の中では報告されてございました。

タブレットや電子黒板、この活用は特に学力が下位層にある児童生徒に対しての効果には顕著であるということが実際証明されておりますけれども、問題点としましてはやはりシステムの管理をICTの詳しい一部の教員に完全に依存してしまい、その人がいないと成り立たないということが挙げられております。今年小学校におきまして実際に電子黒板とタブレットを使った授業研究会を開催してございます。先ほど再質問でございました現場の先生方が全員欲しがっているかという話に正直に答えますと、全職員がどうしても必要だというふうには捉えてはございません。やはりそういったものを習得する時間、労力をかなり要するというので敬遠する状態もございますけれども、こういった学校現場で今年授業研究会に取り組んでおります。こういったことも参酌しながら、しっかり協議していった上でICT機器の導入のタイミングを図りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いし、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 再質問に答弁をいたしたいと思います。

平成27年度の国勢調査では、町外から妹背牛町内に通勤されている方が472人おられるとの調査結果があり、今後政策の中でどう移住、定住に結びつけていくのか、さらには転出人口をどう防止していくのかというところが一つの鍵となると捉えており、その点に重点を置きたいと考えておりますし、これまで同様子育て支援や高齢者福祉に引き続き対策を講じていきたいと考えております。

また、単費での考えはないのかという質問ですが、私の視野には入っているものの、先ほど答弁したように平成32年ごろから国営の一括償還という財政的な問題もありますので、とりあえずは公住の建設、建てかえ、そして民間賃貸住宅の建設促進等に力を入れていきたいと思っておりますので、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 5番目のご質問にお答えいたしたいと思います。

5番目については、各団体ではなく広い町民を集めた委員会の設置ということでございますが、先ほど来ちょっとご説明した中で、百人委員会というのは当初平成9年に集落振興協議会ということで集落の設置の立ち上げでございまして、さらにそれが地区振興協議会となって、そこを平成20年に提案型の自治組織、百人委員会に変わったということでご答弁させていただいておりますが、この百人委員会につきましては委員さんが18歳以上で町民または町内勤務者の公募で選考されて、任期については1年ということでございます。

智頭町の理想と集落振興協議会の成功例ということで、若干皮肉ったものがございまして、それをちょっと説明させていただきますけれども、智頭町の百人委員会の設置に至る経過ということで、従来の行政は例えば町ならば町内全ての地区、集落を平等に扱い、財政支援を行う場合も補助金など配慮してきましたが、これは形式的な平等を重んじる、いわば福祉主義的な考え方であると。この考え方は、全て住民を公平に扱うという点では合理的に見えるが、反面支援そのものが衰弱になり、目に見える効果を生み出していくことが短所となると。これに対して智頭町が打ち出したのは、住民自身が集落のことを積極的に考え、汗をかこうと努力している地区に対し手厚い支援を行うという方針で行ったということであり、一見集落間、地域間の不平等が生じるようにも見えるが、限られた資源を効果的に投入することにより、具体的かつ明白な成果が得やすい長所があるとも言われており、これは地区間の競争であるというようなことも言われております。そのため、地域からの設置から百人委員会というふうに変ったという経緯も聞いております。

百人委員会の設置でございますが、本来この智頭町のような協議会を設置し、その後の活動なども考えて設置すべきものと判断しなければならず、また旗上げのみで終わってしまうことも許されないというふうを考えておりますので、充分協議をし、判断してまいりたいということでご理解をお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 教育長。

○教育長（土井康敬君） 私から夏休みのラジオ体操の事業についてご答弁を申し上げます。

まず初めに、先ほど課長が答弁したとおり、昔は校外班がやっていたと。その後しばらく町内、市街地区のほうがり立たなくなっていって、教育委員会がその後引き受けているというような形になっていました。それは僕らが当時教育委員会にいるときにスタートしてやっていたところなのですが、その後教育委員会も放して、今度は地域の青年団がうらら公園でラジオ体操をしました。それも要するにボランティアです。その後立ち消えて、寂しいということもあって教育委員会がまたやり出したというのが経過としてはあります。

ご質問いただいたのですけれども、やりたい方がいる、あるいは高齢者を指導的立場で探すことはどうなのかということなのですけれども、実際に子供たちを集めて指導してい

ただける団体やそういった方がいらっしゃるのであればぜひお願いしたいと思いますが、その場合、移管という言葉が使われているのですけれども、教育委員会から移管をしたらと通告書には書いてあるのですけれども、我々がラジオ体操をいこじに放さないでやっているというようなイメージではないものですから、どうぞ子供たちにぜひやりたいのだという方がいらっしゃれば、我々はそれをもうぜひやっていただきたいという立場でありますので、一応16日間ですけれども、結構大変。実際にやられていてわかると思いますけれども、1人ではもうできないし、大変な労力があるかと思っておりますので、その辺で長続きしないというのも現実にあったことですので、教育委員会が社会教育事業としてやっておりますので、もしそういう地域のほうに貢献したいという方がいらっしゃればご紹介をいただければというふうに思っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で3番議員、田中一典君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時55分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（宮崎 博君） なお、田中議員より発言の申し出がありましたので、ご紹介いたします。

○3番（田中一典君） 先ほど私の質問の4番目、新規住宅建設についてですが、長野県下條村を間違えて飯館村、これ福島県のほうと間違えてしまいましたので、訂正をお願いしたいと思います。

それから、隣町の飯田市ですが、人口30万と大きく言いましたが、実は10万ということで、よろしく訂正お願いいたします。

◎日程第6 一般質問（続行）

○議長（宮崎 博君） それでは、一般質問を再開いたします。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） （登壇） 質問通告に基づきまして、質問をいたします。

まず、町長にまちづくりについてお伺いしたいと思っております。行政報告、また各種の団体での会合や町政懇談会などで町民との協働のまちづくり、ともに働くというか、ともに町をつくっていく話をされます。まちづくりは、町民をはじめ各種団体、考えられる限

りの英知を結集した協働の作業を経て物事がなり遂げられると思います。まず、本町での協働のまちづくりがどのような状況にあるのか、また今後町長としての考え、展望をお聞かせいただきたいと思います。

過日10月25日から27日までの道外行政視察の中で、長野県の下條村を訪ねる機会を得ました。何点か我が町でも参考にすべき点があるのではとご紹介し、もしご意見があればお聞かせいただきたいと思います。下條村は、人口3,900、長野県の最南端に位置し、川は天竜川が流れ、標高332メートルから828メートルの山間の地に34の集落が散在している村です。特色ある村づくりは、資材支給事業、目的はこの事業は地域住民の生活環境を整備するため、住民みずから3人以上が施工する工事に関し、村がその資材を提供する。該当工事は、村道や農道、また捷水路工事など取り組みがされているそうです。年間予算は1,000万を計上し、平成4年から27年度まで約四十数億の見積もりの中から9億で、実質3億の事業がなされているとされています。また、村での少子化対策では、若者定住促進住宅の建設等を精力的にして、隣町の飯田市から若者が定住してくるという状況を生み出しているそうです。奇跡の村と言われて、基金は67億、そして日本一の起債残高ゼロ、1億数千万という、これは1位ということで紹介されております。この中で言われたのは、村外から私どもも視察に行ったとき、九州のほうから視察に参られていました。ここで言われたのは、改革にモデルはない。問いも答えもみずからの中にあるというご意見が我々に言われました。この点でもしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

また、長野県の軽井沢町を訪れる機会、約2万の、置かれた環境も条件も違いますが、本町のカーリング施設、体育館、温泉ペペル、そういう公共施設を活用したまちづくりについて非常に類似した点があり、大変参考になりました。我が町においても本町でのカーリング施設や体育館、温泉ペペル等を活用した妹背牛町の今後の発展のお考え、活用の考えを聞かせていただければと思います。

研修視察で長野軽井沢にお伺いし、担当者からの温かいもてなし、詳しい説明をいただきました。また、カーリング場建設の折には妹背牛町への視察にも来られたお話もありました。軽井沢は置かれた条件が違いますが、軽井沢のカーリング場を中心にした一角にスカップ、スポーツ施設やアイスパーク、スケートリンク、アイスアリーナ、テニスコート、グラウンドなど、風越公園という名称のもと一大体育施設をつくり、それを中心にして町内、町外への積極的な働きかけをしているという魅力あるまちづくりをしておるとお聞きしました。我が町でもぜひ現存ある施設を活用した町内、町外への宣伝、利用の促進をその考えをお聞かせ願えればと思います。

次に、2番目に就学援助事業についてお聞かせ願いたいと思います。義務教育が無償とした日本国憲法の第26条の関係上、就学援助制度が設けられてあります。生活保護を受けていない困難世帯対象で、学用品や給食費を一定支給するもので、全国的には今子供の6人に1人が貧困、貧しい状況にあると言われています。本町での支給の状況についてお

伺いたいと思います。

その上で、9月30日に道の教育委員会からの就学援助の取り組みについての指針、通知文書が出されております。この点でこの通知を受けて、本町での取り組みについて伺いたいと思います。就学援助事業を実施するためという5項目にわたる道教委の通達が出されていると思います。

あと3番目に、今冬期の除雪体制について伺いたいと思います。異常気象が当たり前のような状況になってきています。気象測定上初めての雨量、1日1カ月分にも及ぶ降水量があった。全国各地で大きな被害をもたらし、いまだにその復興のさなか悪戦苦闘している自治体もあります。今冬期も札幌で大雪になり、千歳空港が2日間にわたり閉鎖され、大変な状況になりました。今冬期も穏やかな冬期、降雪量も少ないことを望むものがありますが、最悪の状況を想定した万全の体制を町民の暮らしと生活を守るために確立しておく必要があると思います。

まず、昨年との対比で今冬期の除雪体制について、どういう体制かという点について伺いたいと思います。昨年も同様の質問をしたと思いますが、小学校の学校通学路、歩道の除雪確保を父母や学校関係者からの願い、要望が寄せられております。交通安全指導員の方も交通安全上必要ではないかとの声も寄せられています。ぜひ歩道確保についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

4番目に、地域医療体制について伺いたいと思います。過日小学校の息子さんをお持ちのお母さんから、息子は風邪で深川の個人病院の小児科にかかりましたと。かなり重く、入院治療を勧められた。しかし、滝川を紹介されたが、滝川で断られて、その事情はわかりませんが、滝川のほうでは断られたと。旭川の医院を紹介されたそうですが、夫婦共稼ぎで入院させることはできず、実家から親に来てもらい、どうにか悪戦苦闘の上子供の風邪を治したそうです。お母さんからせめて深川市立病院などに常勤医の小児科、産婦人科があればと話されました。少子高齢化が進み、経営上、また医療体制の問題もあると思いますが、命にかかわることであり、この点での我が町での取り組みや1市4町での取り組みを進めていくことが重要ではないでしょうか。この点での考えをお聞かせいただきたいと思います。

5番目に、福祉灯油についてであります。現在日本の社会で貧富の格差が進み、高齢者の貧困化が急激に進んでいると言われております。実質的生活保護基準以下の高齢者世帯の急増、実質的生活保護基準、高齢者単独世帯で年収160万、高齢者夫婦世帯で220万、その原因はさまざまありましようが、大きくは社会保障の後退、年金の給付の水準の低下、高齢者医療費の激増、老人福祉サービス、また消費税引き上げの深刻な状況などさまざまな影響があると専門の方々が指摘しておるところであります。このような状況の中で、安心して今冬期乗り越えていただく、年末だけでも暖かく過ごしていただく、その点で福祉灯油の支給を昨年並みに支給されてはと、この点でのお考えをお聞きしたいと思います。

OPECは減産体制を合意して、きょうの北海道新聞によりますとリッター当たり62

円ということが言われています。この点も考慮してぜひ昨年並みに支給していただくことを考えをお聞かせ願いたく、以上をして1回目の質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 私から1番目のまちづくりについてご答弁申し上げます。

協働のまちづくりは、本町の羅針盤である第8次妹背牛町総合振興計画にまちづくりの理念の一つとして協働のまちづくりを上げております。本町の協働のまちづくりは、私たちの暮らしている町をより安全で住みよい魅力ある町、あしたの妹背牛を築くため、町民みんなの共通の課題でもあります。協働とは、町民がお互いに、そして町民と行政がそれぞれの持つ特性を生かしながら補完し合い、協力し合うことで課題の解決に当たることをいいます。この協働の意味を皆さんが共有することから、協働のまちづくりは始まるものと記載しております。協働のまちづくりは、町民と行政の協働、町民がお互いの理解のもとに支え合い、協力し合う、町民相互の協働の2つが大きな柱となっております。そのために、町は町民の皆様が気軽にまちづくりについて考え、仕組みをつくることが第一と考えており、町では情報の共有として広報紙においての情報の提供、町政懇談会の開催、各事業の計画策定時の町民を構成員とする組織、カーリング場の運営の協力、町長室のドアの開放などを行っております。最近は、住民の皆さんから提案によるボランティア活動の車両の貸し出し、町内団体での花壇整備、わかち愛ひろばの開設、利用については社会福祉協議会、NPO法人による各種行事の実施については近隣市町村など視察が多く、先進的な広場と注目される町民の交流広場となっております。今後さらに町民の皆様からご提案をいただくためにも、広聴広報活動及び町政懇談会を通じ町民一人一人がまちづくりへの意識を持っていただけるよう取り組みを進めてまいります。

次に、町施設を中心としたまちづくりにつきましては、9月にバス会社による空知地域周遊バス温泉ツアーの検証事業を実施し、今月14日よりJTB北海道による1市4町の地域視察を行っており、昨日14日、本町の商店の特産品及びペペル温泉での食事、入浴、その後カーリングホールでのカーリング体験のJTB担当者による体験視察があり、今後定期的なツアーになるよう期待をしているところでございます。

以上、1番目のまちづくりについてのご答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 2番目の就学援助事業についてご答弁申し上げます。

まず、本町での就学援助の状況ですけれども、本年度の就学支援認定状況ですが、要保護、準要保護合わせまして16世帯20名の児童生徒が援助を受けてございます。援助費目につきましては、学用品、校外活動費、体育活動費、修学旅行費、給食費等12品目がございます。平成22年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が要保護世帯補助品目として追加されてございます。準要保護世帯に対する補助品目は、各自治体で決定することとなっておりますが、本町では要保護世帯、準要保護世帯、それぞれ費目に差はつけてございません。

次に、道教委の9月30日通知についてのご質問ですが、議員からもご説明あったとおり、北海道教育長、柴田教育長からの文書であり、内容は就学援助制度実施に当たり保護者への周知を充分行っているか、また受給漏れがないかどうか、注意喚起を促すものでございます。内容としましては、保護者への周知、認定時期、予算確保、生活扶助、見直し等5項目について適切に実施するよう記述されたものでございます。本町での取り扱いですが、保護者への周知、認定ですが、入学説明会においてこの制度を説明、かつ前年度受給者に対しましては個別通知を3月中に行っているところでございます。また、4月入学式以降、学校を通じまして全保護者への周知を行い、申請書を提出していただいております。その後民生委員等の審議を経て5月の教育委員会におきまして認定し、6月に4月分からさかのぼって支給されることとなっております。また、予算確保につきましては、新入学児童の状況も勘案し、当初予算に計上しているところでございます。また、平成25年に見直しされました生活扶助基準に係る対応ですけれども、現在就学援助の算定につきましては見直し後の生活扶助基準で算定してございますが、これにより就学援助認定基準に満たない場合は見直し前の基準で再算定をすることとしてございますが、これまでそういった対象者は発生してございません。本町での就学援助事業における取り組みにつきましては、9月30日通知に対し、極めて適切に実施していることをご報告し、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから3番目、今冬期の除雪体制についてご答弁申し上げます。

今年の除排雪計画は、新雪除雪は降雪10センチ以上、車道除雪延長109.2キロ、歩道除雪延長0.46キロメートル、運搬排雪延長14.2キロメートル、雪割り路線延長17.3キロメートルとなっております。昨年と変更はありませんが、今年除雪トラック7トン専用車ですが、1台増強をいたしました。担当地区については、農村部の除雪を行うことになり、現在動いている状況であります。

また、歩道除雪につきましては、これまでと同様に常時除雪することは体制的に非常に難しいと考えております。したがって、排雪時対応と考えております。歩道管理には、町民の皆さんのご理解とご協力が不可欠でありますので、極力車道に、あるいは歩道への雪出しを控えていただくことが必要と考えております。機会がありましたら、いろいろ町民の方に協力を願っていきたく思っております。この点もあわせてご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 北空知1市4町連携した医師確保の取り組みについて答弁を申し上げたいと思っております。

この件に関しては、第3回定例議会でも答弁を申し上げたところでありますが、全道的

な医師不足や過疎地への医師派遣が困難な状況を受け、昨年4月深川市立病院の小児科及び産婦人科の常勤医師が不在となったことはご承知のとおりであります。小児科医不在に伴い、深川市立病院では入院、診察、休日、夜間の緊急対応はできないことから、旭川市内の病院に依頼、産婦人科についても入院、休日、夜間診療を休止、外来診療は北大の派遣医師が週2回診察することにしております。この常勤医師が不在であることは、議員ご指摘のとおりこれから子供を産み育てたいとする世代や家族にとってこの上ない不安が生じ、さらに乳児、幼児等の緊急疾患にも圏域内で対応できないとなればなお一層の不安がつきまとうこととなります。これは、全道的にも北空知圏にとっても早急に改善する必要があり、広域的な対応が求められていると認識しております。小児科の場合、現在では休日、夜間診療に当たる医師確保に必要な支援を北空知圏で行っておりますが、北空知の中核病院であります深川市立病院に常勤医師を早急に配置していただくことが重要だと理解しており、今年の8月19日、旭川医科大学に対して北空知圏1市4町で患者、家族の声を伝えるべく、常勤医師の早期派遣について連携して要請行動を実施したところであり、今後も継続して関係機関に必要な要請をしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石井美雪君） 福祉灯油についてご答弁申し上げます。

福祉灯油につきましては、高齢者世帯等に暖房用灯油等の購入に要する費用の一部を助成し、在宅福祉の向上を図ることを目的としております。本年度におきましては、6,000円を助成することで決定しましたので、ご理解をいただきまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） 1点目について町長にご答弁お願いしたいと思います。

2期目もあとわずかと。1年を切りました。この間町長として、下條村で非常に感じたのは、その村長さんはガソリンスタンドをなさっていて、経営も大変、人口も減少していく中でこの村をどうにかしなければならないということで立起し、さまざまな悪戦苦闘の上で下條村の現状、全ていいとは私も思いませんが、本当に全国から視察に来る状況をつくり出しました。そういう面では、リーダーの果たす役割、特にこの町においては町長の果たす役割が重要ではないかと僕は思っています。1期も終わり、2期目のあと1年を切った中で、リーダー、町長として、この間この町にこういう点でつくり上げた、また今後残りでこれだけやりたいというものがあればお聞かせ願いたいと思います。

あと、2点目の就学援助の問題なのですが、これも北海道新聞や各種新聞で出されていますが、入学金がたしか6月だと思うのです、支給。それを3月に支給するという方向で、今全道各地で改善されてきているそうです。入学時に入学金の支度金を渡すと。この点での考えをお聞かせ願いたいと。

あと、除雪の問題については、率直に言って課長言うように自宅の雪を歩道に、やっぱりこの点での行政の指導も徹底する必要があるのではないかと。本来は町で全部やってくれれば一番いいのですが、できなければそういうところに出さないでほしいという、そういう徹底、モラルというか、をやっぱり徹底していく必要があるのではないかという点、その点でのお考え、お聞かせ願いたいと思います。

4番目の地域医療体制については、今町長から答弁あったように努力されているということはお聞きしているし、深川でもこの間行ってさまざま伺ってきました、市役所へ行って。努力されています。やっぱり医療機関もそうなのですが、道だとか国に、地域創生だとかどうだとかというのなら、そういう医療体制、子供たちを産み育てれるような環境をつくるべきだということをぜひ声を大きく上げていただきたいと。この点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

5番目、福祉灯油は昨年並みということによろしいのですか。ちょっとわからなくて、聞き取れなかったもので。昨年並みにぜひ私はお願いしたいと。今のところリッター62円というそうです。ぜひその点でよろしくお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） まちづくりについて答弁を申し上げたいと思います。

まずもって最初に、残りの任期の話が出ましたけれども、あと1年を切っております。その間2期目の仕上げとして全身全霊をかけて行財政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、まちづくりについては私たちの暮らしている町をより安全で住みよい魅力あふれる町妹背牛を築くため、協働のまちづくりの共通の課題とし、ここに暮らす喜びを実感できる町をつくるため、住民参加の地域づくりの活動の推進、行政機能の充実、情報共有化の推進、財政健全化の推進、広域連携等の推進など各分野での産業、経済、保健、医療、福祉、生活基盤、環境、教育文化などの各施策を実施し、「人輝き、笑顔あふれるまち・もせうし」を町民の皆さんとともに進めてまいりたいと思いますし、自主的ではありませんけれども、29年度に国営農地再編整備事業の面工事がほぼ終了できる運びとなっておることと、あと先ほども出ましたけれども、まちづくりの中でということで、各種団体が自分たちで手を挙げるということで、NPOのわかち愛、そして桜を植える会、あるいは建設車両の貸し出し等も協働の一部として図られているのかなというふうに思っております。また、ペペル温泉におきましては、9月から10月いっぱい温泉の入浴モニターと飲泉、飲む試験をそれぞれ2カ月間、まだ結果は出てきませんが、何とか健康増進あるいはアンチエイジングにつながる抗酸化作用もあるということで、温泉の分析の結果を期待しておりますし、3月の上旬には温泉博士、松田先生を呼びながら、温泉を科学するというので講演会を予定しておりますので、もし科学的な、医療的な証拠の数字が出れば、普通の温泉とは差別化したそういう病気の予防になる妹背牛温泉ペペルとして今後またPRしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 就学援助事業に係る再質問にお答えしたいと思います。

入学時にお金がかかるということで、支給を3月にできないかのご質問ですが、小学校、中学校において当該年度の在籍の確定が4月1日になりますので、当然4月前の支給は困難ではないかなと考えます。就学援助の認定につきましては、学校の在籍確定後からそれぞれ個別に申請を受け付けまして、その後学校長の意見書を受け、さらに民生委員による家庭環境調査を実施いたします。また、この就学援助の認定につきましては前年度所得も計上することになりますので、前年度所得も確定するのが税務グループによりまして5月以降ということになります。したがって、教育委員会の認定はどうしても5月後半にならざるを得ないことをご理解いただきたいと思います。

また、就学援助費につきましては、実際に学校でかかった給食費等、確定後に支出するものもございます。援助費の確定した2カ月分を翌月に支出するという方法をとっておりまして、どうしても一番早い支給月は6月ということになります。なお、入学に係る経費といたしましては定額支給となっておりまして、小学校では2万470円、中学校では2万3,550円、さらに6月には修学旅行あるいは宿泊研修等経費のかかる事業もございますので、それら経費も合わせまして6月に支給する金額が一番高くなるという状況でございます。

なお、実際に援助を受けている世帯から一番最初の支給時期を早めてほしいという要望は、これまで委員会としては受けたことはございません。こういった事務処理の現状に加えまして、先ほども言いました6月には修学旅行、宿泊研修あるいは社会科研修、一番経費のかかる学校行事も多くございます。現行の6月支給時期が最適であると考えますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから3番目、今冬期の除雪体制についての再質問について答弁させていただきます。

議員言われるとおり、広報が足りないのかと思います。ですから、広報、パンフレット等も考え、また除雪パトロールの中で道路、特に歩道に出さないような形で協力していただけるような形で話を進めるというか、PRしていきたいと、お願いをしていきたいと考えておりますので、皆さんも機会がありましたら声をかけていただければ助かります。

以上であります。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 地域医療体制について答弁申し上げます。

少子化の影響から常勤医の確保は困難な状況にありますが、安心して暮らせる地域づくりのためには医療機関や大学、行政機関が連携した取り組みが必要と考えており、あわせて議員ご指摘の国からのバックアップもなければ十分な医療体制の確立ができないと思います。北空知圏、空知町村会を通じて継続した要請行動に努めてまいりたいと思います。

で、ご理解をお願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石井美雪君） 昨年並みかというご質問がございましたので、お答えします。

まず、去年は7,000円支給してございます。先ほど62円とおっしゃいましたが、基準日が12月1日ということで、12月1日現在の単価が60円になってございました。うちの要綱の中では細かいことが決まっておりますので、金額が1万円以下というふうになってございまして、大変査定が毎年厳しく感じております。12月1日単価をもとに算定しまして、100リッター分で6,000円という結果になってございますので、お知らせをしたいと思っておりますし、また近隣では北竜町と妹背牛町の2町のみが6,000円支給しまして、沼田町、秩父別町、深川市は去年も今年も支給しないというふうにお聞きしておりますので、申し添えまして答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で2番議員、佐田恵治君の一般質問を終わります。

次に、7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） （登壇） 通告に従いまして、質問をいたします。

国営農地再編整備事業についてであります。この事業は大区画により生産性の向上と経営の合理化を図り、安全、安心な農産物を生産し、農業経営の安定に向けた基盤の確立を目指して平成20年より事業が開始されております。農業者においても予算を確保し、一日でも早い完成を望んでいるところでございます。

そこで、確認をさせていただきたいと思っております。1点目は、受益面積1,200ヘクタールであります。現在の事業進捗率は面積ベースで86%完了と言われておるところでございまして、残り145ヘクタールは平成29年度で工事が完了するのをお伺いしたいと思っております。

2点目は、当初170億の事業予算が現在217億5,000万まで膨らんでおります。完了年度までにさらに事業費がふえるのか、状況を伺いたいと思っております。

3点目といたしまして、全ての事業が完了すると地元負担が7%であり、その内訳は町が4%、受益者が3%となっており、町の負担分は仮に217億の事業費として計算すると8億7,000万となります。償還を過疎債で対応しても30%分、2億6,000万円は持ち出しであり、今後地方交付税がどう推移するかわからない中で、大丈夫なのかと心配する町民の声も聞いております。現在国営土地改良事業償還基金として1億3,700万であります。安定した財政運営を考えると、十分な基金造成が必要と思っておりますが、どのように進めていくのか考えを伺いたいと思っております。

また、借入れ当該年度における公債費負担比率はどの程度になるのかも伺いたいと思っております。

次に、子育て支援の拡充についてであります。現在妹背牛ブランド化事業による精米施

設も完成し、既に稼働しており、1,500俵分の扱いを予定していると聞いているところでございます。米の町妹背牛としてこの施設を活用し、他の町にはない子育て世代の支援策としておいしい地元のお米を食べていただき、元気に育てほしい、そんな願いを込めた新たな子育て支援事業として、もせうし米の支給を提案いたします。地産地消でもあり、食育の推進にもつながると考えますが、いかがでしょうか。

支援を行う考えがあるのかお伺いをし、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁、農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 国営事業に関するご質問についてご答弁を申し上げます。

1番目の事業完了につきましては、来年の夏工事により140ヘクタール実施される予定でありまして、面的工事につきましては全て完了する予定でございます。残りの工事といたしましては、客土工事が一部残っておりまして、またふぐあいによります2次整備工事、これが平成30年度に実施する予定になっております。その後平成31年度には換地を実施いたしまして、全てが完了する予定になってございます。

2番目の事業費ですが、これまでの物価上昇によると、あるいは工事方法の変更、資材の変更等によりまして、219億円までになることが予想されております。さらに上がる可能性があるかというご質問でございますが、物価上昇があれば増加する可能性もありますが、残りの工事年数が少ないため、工事費が大きく増加することがないものというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから国営土地改良事業償還基金の積み増しについてご答弁申し上げます。

今農政課長のほうから今後のスケジュールございました。平成31年の換地処分を終え、翌32年に事業負担額の一括償還を予定しているところでございます。議員ご指摘のとおり、総事業費217億円とすれば、町の負担割合が4%、8億7,000万円を一括償還しなければならず、その財源については過疎債を起債した中で充当していく計画であります。ご承知のとおり、過疎債につきましては償還額の7割を交付税算入されることとなっており、実質3割が町負担となります。償還期間は12年ですが、元金については3年の据え置きがありますので、実質9年での償還となりますから、8億7,000万円を9年となりますと単年度償還額は約9,700万円、うち7割が交付税算入となりますので、7割、6,790万円、残りの3割、2,910万円が実質的な町の負担となります。

一部町民の方に今後の交付税推移、あるいは現在1億3,700万円の基金残高に対し心配の声があるというところでございますが、交付税総額につきましては、これは毎年変動します。きょうの道新の朝刊でも29年度3%ほど落ちますよと。今後は総務省と財務省のやりとりだと思えますけれども、これは毎年変動します。ただ、償還額の7割算入ルール、これは確実でありますし、基金につきましては先ほどの1億3,700万円、これ

はそもそも過疎債での起債対象外の可能性、要は事業にのらない単費部分を想定した中で積み立てというふうに考えているところであります。本基金は、平成22年度から町営牧場からの土砂の売払収入を積み立てており、さらに平成25年度からは歳計剰余金、これは毎年の収支の黒字といいますか、剰余、余った部分が出たものを積み立てております。土砂売り払いで2,700万円、剰余金積み立てで1億1,000万円の合計1億3,700万円の残高となっております。議員ご指摘のとおり、安定した財政運営からは償還金において本基金の残高が多ければ多いほど町負担は軽減されますので、平成32年度の一括償還までの各年度において今後積み立て可能な剰余金が出れば積極的に積み立てをしていきたいというふうに考えております。

それと、収入に対する実質的な借金の比率、公債費比率であります。一括償還年度の平成32年度を試算しますと、現行これは11.7%でございます。これが13.4%になります。ちなみに、この公債費比率、18%を超えますと借金に国の許可が必要になります。25%以上ですと借金を制限されるということになっております。いずれにいたしましても、一括償還のための借入額が8億7,000万円と大きな額となります。今後とも健全な財政運営に努めてまいりたく、特段のご理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石井美雪君） 子育て支援のもせうし米支給についてご答弁申し上げます。

先に本町の子育て支援事業につきましてご説明を申し上げます。予防接種費用の助成から始まりまして、妊婦健診費用の助成、出産時支援、保育料の軽減、学校給食費助成、医療費助成などさまざま行っているところでございます。また、本年度から水道料金の一部助成や高校生までの医療費無料化、小学6年生までの児童が3名いる多子世帯の第3子以降の保育料無料化などを追加して子育て支援をさせていただいております。

ご質問の件は、もせうし米を支給することで食育の推進につながるのお考えですが、共感できるご意見として受けとめたいと思っております。ご承知かとは思いますが、現状では本町の保育所や小中学校の学校給食には数年前から既に地元のお米を活用し、地産地消を行っております。また、町内の方は地元農家から直接お米を買う方が増加しているとお聞きしております。現段階では、ほとんどの子供たちがもせうし米を口にしていると認識しているところでございます。

今後子育て支援事業の検証をする時期が来ると思いますが、多様な要望に応じていきたいと考えております。また、今後は給付型の事業ばかりではなく、ニーズに合わせて違う展開も視野に入れていきたいと考えております。例えば養育支援が必要な家庭に対しましては、育児や家事援助なども取り組んでまいりたいと思っておりますので、特段のご理解を賜りまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） 今答弁をいただきました。それぞれ課長さんのほうでは、公債費比率ですか、これ13.4ということになっていましたよね、答弁の中では、これ平成26年度では13%になっていたような記憶しているのですが、間違いでしょうか。いいですか。

そこで、公債費負担比率を見ますと20.5で、年々減少している状況なのです。それで、32年度はその分は多分上がってくるだろうというふうに思っておるところでございますが、公債費比率の分で見ますと北空知で26年度を見ますと一番比率が高くなっております。北空知の中では最低は3.9、そして最高が8.9ですから、それより4ポイントぐらいは妹背牛は上がっているよといった状況でございます。そういった中で、やはり先ほど新聞の情報もありましたけれども、これを単純に読みかえすと地方交付税は最大5,000億円減少する方向でいくといったことになると、自治体の借金をふやして16年度の水準にまで持っていくよということになれば、次年度はまた借金で妹背牛町を財政を仕切っていかなければいけないといったことで、だんだん、だんだん厳しい内容になるのかなというふうには、私はそういうふうに理解をしたわけでございます。

そこで、いろいろございましょうけれども、先ほど課長さんから言われたように起債額を減少して幾らかでも借金を減らすといった方向性はそのとおりだと思いますが、今後財政を見る中で安定ある財政とはいかなる比率が妥当なのか、そして基準数値を描いている、どの辺の程度を描いているのか、この辺お聞かせを願いたいなというふうに思っておるところでございます。

また、まだまだ本当に基金の造成が少ないといったところで、本当は全額基金造成をしていただければ普通一般財源のほうには何らなくなるというような形でございますので、本当に少しでも多くの基金造成をお願いをするところでございます。そういったことで、基金の数値をどの程度が比率の基準に持つていくのがふえたのか、町としてのお考えをお聞きしたいなというふうに思っております。

それから、子育て世代につきましては、いろいろな支援策を今やっております。しかしながら、いろんなこともやっておりますが、インパクトのある妹背牛、米の町妹背牛として特徴のある子育て支援ということで、やはり私はアピール度が少しあるのかなというふうに思います。そんな中で、これを新たにまた取り入れるという形もありましょうが、何かとかえてこちらのほうに振り向けるといった支援策も私は一つの方法かなというふうに思っておりますので、また財源についても私の試算の中では、いろいろと考え方がございますが、10キロ程度やって、ゼロ歳から18歳までのお子さん方に10キロやったとしても総額で、小さい試算は言いませんけれども、150万円程度で終わるのです。そして、財源が裕福になればまだ毎月、何カ月かまたふやしていけるといったことで、なかなかそういうことをやっている町はないのかなというふうに思っておりますので、ある程度いろんなPRができるのかなと思っておりますので、いま一度その辺の考え方を町長

からお聞かせ願いたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、渡会議員の再質問にご答弁申し上げます。

まず、公債費比率、これが先ほど現行11.7%が13.4%ということで、公債費比率というのは今現在は償還していますから、毎年下がっていつているという状況で、それが一括償還のときに起債しますので、ちょっと上がるということになります。それで、道内で公債費比率、現行、悪い順位からなのですけれども、179ありますが、その44番目というようなことです。それと、それが13.4%になりますと、これは今のに当てはめて、これが悪いほうから24番目の自治体ということになろうと思います。それで、どのぐらいの比率といいますか、先ほど公債費比率でございました。それで、将来負担比率ということで、これにちょっと触れておきたいと思いますが、この比率につきましては一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、現行が32.1%、これが一括償還の平成32年には47.2%と。これは数字低ければ低いほど、要は基金を本当に持っていれば、これゼロが理想的です。ですから、どこが理想かといったらもう将来負担比率がゼロ。それを賄える基金を持っていればいいということなのですけれども、うちはちょっと今のところ残念ながらこれが47.2%というふうになってしまふ。ちなみに、これもわかりやすいように順位でいいますと、今32.1%、将来負担比率。これが悪いほうから83番目。ですから、百七十云々ですからちょうど中間あたり。それが47.2%に上がりまして、67番目ぐらいになるというふうにご考えております。

それで、確かにここ5年間交付税は下がってきていると、毎年。そんな中で8億7,000万、幾ら過疎債で云々といいましても借金は借金です。ということですので、先ほど来ありますように償還までのあと3年間、これは剰余金が出ればそちらのほうに積極的に積み立てていきたいというふうにご考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 質問のありましたもせうし米の支給についてであります。もせうし米の消費は町内でも相当浸透していると思ひますが、子育て支援の形として現物給付する方法については、現行の子育て支援策を含め検討の余地が必要と考えております。先ほど課長答弁にありますように、育児や家事支援といった教育支援も一つの方法かと思ひますし、要保護世帯、準要保護世帯に対する限定的な支援という考え方もあると思ひますし、先ほど1歳から8歳まで約150万という金額の提示がありましたけれども、ふるさと納税のほうも順調に伸びておりますので、その辺も考慮しながら、いずれにいたしましても予算面を含めた事業のあり方を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で7番議員、渡会寿男君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宮崎 博君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、16日、あすは午後3時より本会議を再開します。

皆さん、お疲れさんでした。

散会 午後 3時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員